

一次産品問題としての 綿花問題再登場の意味

吾 郷 健 二

目 次

- I はじめに
- II ドーハ・ラウンド交渉の挫折
- III 綿花市場の動向
- IV WTOにおける綿花
- V コットン4における綿花
- VI 綿花問題浮上の意味
- VII むすびに
- 参考文献

「實際上、先進国は、自国の労働人口の3～4%の人たちを価格変動（というより価格下落）の衝撃から政治的に保護することを有益だと考えてきたが、はるかにより貧しい発展途上国の人口の70～80%の（唯一の生計手段が農業である）人たちを同じように保護する手段を講じることには反対してきた。」(UNCTAD 2004 : 42)

「問題を少数の豊かな先進国の農民と何百万の貧しい発展途上国の農民の対立の問題として描くならば、綿花バリュー・チェーンにおける真の権力の保有者（多国籍加工・小売企業）が巧みに見逃されることになる。」(Murphy 2004)

I はじめに

近代の歴史を通じて、綿花ほど重要な天然原料はそう多くない。それは、近代の機械を利用した物質文明を切り開いた18世紀イギリスの産業革命の原料となったし、覇権国家イギリスのインド植民地支配の中心作物の一つであったし、サトウキビやコーヒーと並んで、新世界での奴隷制度の根幹作物であった。綿花はその後も19世紀から20世紀を通じて、工業文明の基幹的作物であり続けた。第二次世界大戦後の脱植民地化を領導したインドの独立運動の指導者マハトマ・ガンジーの象徴的な姿、半裸の上に質素なクルタパジャマ（インド服）を着て、糸車の前で綿を紡ぐガンジーの写真は、その反近代西洋文明のスワラージ思想とともに、われわれの世代の集団的無意識に強く訴えかけたものであった。

しかし、本稿は、そのような歴史を取り扱おうとするのではなく、現代の世界経済に焦点を当てている。綿花は、1970年代以来、繊維に占めるウエートを低下させてきたけれども、しかし、20世紀を通じて、なんと言っても絹や麻以上に重要な天然繊維であり続けたし、今でもそうである。繊維以外にも、油（食用油世界消費の約5%）と家畜飼料（粗飼料）としての用途もある。綿花は本来熱帯・亜熱帯産物であるが、今日では、技術進歩もあり、温帯地域でも生産されている。

綿花の主要生産国は、アメリカとオーストラリアを除くと、発展途上国である。2005年の綿花生産国85ヶ国のうち、80ヶ国は発展途上国であり、そのうちの28カ国は後発途上国（LDC）である。しかも、いくつかの発展途上諸国（特に西アフリカと中央アフリカの諸国）にとっては、決定的に重要な作物である。しかし、生産額の点で言えば、中国とインドが大生産国である。そして、生産国としては中国、インド、アメリカが断然抜きん出ている。綿花貿易に関して言えば、アメリカが2位以下を断然引き離した世界最大の輸出国であり、中国が同じく2位以下を断然引き離した世界最大の輸入国である。

アメリカ、中国、インド、ブラジル（パキスタンに次ぐ世界第5位の生産国）、アフリカ諸国が主要な登場人物となる綿花物語（綿花と世界経済）のこ

の状況を鑑みれば、今日の世界システムの有り様の分析（ことに一次産品の生産と貿易および南北問題の分析）において、綿花は、格好のテーマを提出していると言ってよい。

以下、まずⅡ節で、この夏について挫折した世界貿易機関（WTO）のドーハ・ラウンド交渉について一瞥した後、WTO 農業交渉における綿花問題（一次産品問題）の再登場が現下の南北問題と世界経済について持つ意味を考えてみたい。なお、本稿は、コーヒー（本誌41巻3号）とバナナ（本誌40巻3号）に続く筆者の一次産品問題三部作の最後を構成するものである。

Ⅱ ドーハ・ラウンド交渉の挫折

2008年7月、ジュネーブで開かれていたドーハ・ラウンド交渉妥結に向けての世界貿易機関（WTO）パスカル・ラミー事務局長の「最後のあがき」は挫折に終わり、ドーハ・ラウンド交渉は凍結された。

「最後のあがき」と筆者が言っているのは、何も一方的な感情論を筆者が述べているのではないのである。WTO ラウンド交渉の一つの際立った特徴は、民主主義の欠如、透明性の欠如であるが¹⁾、今回のジュネーブでの交渉は、それが反省されるどころか、さらに拡大再生産されていることを示した。「全加盟国153ヶ国の参加のもとに、閣僚会議が開催された」²⁾ことになっているが、ラミーによって招待され、交渉に参加したのは、実際には、30数カ国にすぎず、相変わらずのグリーンルーム方式がとられている。正式の閣僚会議は2年に1回開かれるWTOの最高議決機関であるから、今回のジュネーブでの会議は、新聞記事などでは、より実態を反映して、閣僚会議ではなく、ミニ閣僚会議と呼ばれている。こうして、加盟国の圧倒的多数（5分の4）は完全に無視され、蚊帳の外におかれた³⁾。そして、ミニ閣僚会議での話し合いは行き詰まり、最後には、例によって、7ヶ国（アメリカ、EU、インド、ブラジル、中国、オー

1) 加盟国の過半数の意見が採用されない状況がまかり通っている。例えば、農業の関税引き下げ方式を巡って、過半数の国がウルグアイ・ラウンド方式を支持しているのに、実際に2004年の枠組み合意で採択されたのは階層方式であった。

2) 日本外務省「WTO ドーハ・ラウンド交渉メールマガジン2008年第11号」の表現。

ストラリア、日本)の間での交渉に話し合いは限られ(つまりそれら以外は排除され)、この少数者の間での交渉が決裂したということなのである。さらに言えば、オーストラリアと日本も最後には無視され、G5(アメリカ、EU、インド、ブラジル、中国)が中心となった。WTOにおける決定方式として賞賛されているコンセンサス方式なるものの実態はこのようなものである。農業交渉に限定して言えば、03年末のカンクン以来、アメリカ、EU、オーストラリア、インド、ブラジルがコアの交渉グループであるG5⁴⁾を構成してきた(山下2005)。さらに、アメリカ、EU、インド、ブラジルだけのG4の会合が2007年中には頻繁に開かれていた。結局、WTO交渉なるものの主役は、アメリカ、EU、インド、ブラジル、中国ということになるようである(Bello and Malig 2008参照)。日本はほとんど存在していない⁵⁾。

そもそも、ドーハ・ラウンド交渉は、筆者に言わせれば、とうの昔に挫折していたのである。それをラミーが(あるいはG8サミット体制が)無理矢理、強引にここまで引っ張ってきたにすぎない、というのが筆者の理解である。

第一に、発展途上国政府は、WTOでのラウンド交渉に何度となくノーと言ってきた。1999年にシアトル(第3回閣僚会議)で(そのときは、まだミレニアム・ラウンドと言っていた)、2003年にカンクン(第5回閣僚会議)で(ドーハの目標の2005年1月の交渉期限を見据えつつ、交渉の枠組みモダリティの合意を目指していた)、2006年(7月)のジュネーブで(2004年7月の枠組み合意に基づいて具体的な交渉に入っていた)、いずれも、交渉は挫折していた。2007年6月のポツダムでのG4でも、交渉は挫折した。先進国側は、ラミーを中心に、挫折の度に、その後しばしの時をおいて、強引に交渉を再開させてきたにすぎない。今回(2008年7月)も、その懲りない繰り返しである。

第2に、アメリカブッシュ政権が議会から得ていたファースト・トラック権

3) 上記外務省交渉担当者は、この事実に無関心であるか、民主主義的手続きを意図的に無視して、嘘をついているかのどちらかである。

4) FIPs (Five Interested Parties) ともいい、階層方式による保護の削減という2004年7月の農業交渉枠組み合意を取りまとめた勢力である。

5) その端的な例が、日本がかつて力を入れた「農業の多面的機能」の概念が2002年以降、まったく姿を消してしまったことに示されている。2003年に日本の努力でまとめられたOECDレポート(OECD 2003)は全くのお蔵入りとなった。

限（議会は行政府が外国と締結した貿易協定について一括して承認か不承認かを決めるのみで個別の内容を審議しない）は、2007年6月30日に失効したことである（ちょうど同じ時期にポツダムでのG4会議も挫折した）。したがって、仮に今回の交渉で大枠合意が成立していたと仮定しても、とりわけ綿花の国内保護の削減を巡って、おそらく、合意に対するアメリカ連邦議会の批准は得られなかったであろう。つまり、ドーハ・ラウンド合意のアメリカによる最終的な否定が十分に予測された。シュワップ（アメリカ通商代表部代表）が今回の合意を拒否したのは、おそらくこれを見越していたからであろう。

第3に、「ドーハ開発アジェンダ」と公式に名付けられているラウンド交渉において、アフリカ諸国がただの1ヶ国も中心アクター（7ヶ国）に入っていないのは、悪い冗談であるという真つ当な人間的感覚すら、ラミーたち中心的関係者に欠けているのは、WTOにおける民主主義の欠如を確証するのみならず、合意の正当性（あるいは正統性）を疑わしめるに十分である。

第4に、したがって、綿花問題をはじめとして交渉から排除された大多数の国々の不満は全く無視されているが故に、仮に今回、無理矢理合意させたところで、今後の具体的交渉はほとんどあらゆるテーマにおいて、難題が山積し、ラウンド交渉の最終的妥結への見通しは全く立たないのである。

こうして、筆者が見るところ、無理に無理を重ねているドーハ・ラウンド交渉（吾郷2008）は、とりわけ今日の世界資本主義システムの本質的混迷の中では、見通しが全くない。あるいは、ドーハ・ラウンド交渉の中期的（または最終的）凍結（来年2009年中の凍結が想定されている）は、単なる貿易交渉やWTOを超えて、今後の世界システムに大きなインパクトを与えるかもしれない。なぜなら、今日、国際ガバナンス体制（IMF、世界銀行、WTO、G8サミット）が、山積するグローバルエコノミーの諸問題（石油価格高騰、食糧危機、金融危機、環境危機）に対して、効果的な解決策どころか、なんらの対処力や指導力をも発揮できず、世界の民衆から信頼を失い、正統性を喪失しつつあるときに、WTO発足以来の最初のラウンド交渉の挫折（95年の発足から13年経過した時点での挫折）は、世界資本主義システムの国際ガバナンス体制の行き詰まりを如実に可視化させてくれるからである。

例えば、農業問題を取り上げてみよう。新聞報道によれば、今回の挫折の原因は、自由化による輸入急増に対処する「特別セーフガード」⁶⁾を巡るアメリカとインド・中国の対立であるとされている。それは間違いではないが、より本質的には、農業保護問題（とりわけ綿花問題）をめぐる発展途上国とアメリカとの対立であろう⁷⁾。それはともかく、人口11億人のインドにおいて、労働力の4分の3は農民であり、彼らは、先進国からの補助金付き農産物輸出の急増によって、壊滅的打撃を被っている。ここ数年で10万人以上の農民が自殺したとも報道されている（James 2008）。マハラシュトラ州の綿花農民の過去3年間の自殺者の数は3千人に達する⁸⁾という。にもかかわらず、アメリカは、自国の国内補助金の上限を現行水準の2倍（150億ドル）から削減することを拒否する一方で、インド市場へのアメリカアグリビジネス輸出のアクセスの増加（「特別セーフガードの発動条件を厳格にする」）を要求しているのである。発展途上国で食糧暴動が頻発する中で、食糧・農業問題を中心に加盟国間の対立が激しく、交渉が挫折したのは、けっして偶然ではない。食糧危機は、農産物における自由貿易のドグマへの信頼を揺るがしているからである。多くの発展途上国がかつて食糧を自給できていたのに、新自由主義構造調整と自由貿易のドグマの押しつけの中で、彼らは食糧輸入国に転落した。発展途上国の3分の2は今日、食糧の純輸入国となっている。関税引下げ（貿易自由化）と先進国の農業補助金が発展途上国の国内の食糧生産能力を破壊したのである（Bello 2008）。更なるWTOの拡張は、ラミーや自由貿易推進派のドグマ的主張にも関わらず、食糧危機を「解決」するのではなく、「激化」させるであろう。

工業品貿易の関税引き下げ（NAMA）についても、スイス・フォーミュラ（高関税品目ほど関税削減幅が大きくなるような一定の係数を用いて関税を削減する方式）⁹⁾の適用は、香港（2005年、第6回閣僚会議）で決定された。現在

6) 現行農業協定の「特別セーフガード」（SSG）の問題点の一つは、それがウルグアイ・ラウンドで関税化した品目以外には適用されないことである。

7) マーチン・コーは、そう見ており、私はそれに同意する（<http://www.twinside.org.sg/title2/wto.info/twninfo20080805.htm>）。

8) B.Gautam, Cotton prices wrecking Indian farmers, Feb.20, 2007, The Japan Times. <http://search.japantimes.co.jp/cgi-bin/eo20070220a1.html>.

提案されている係数は、発展途上国に対して20、先進国に対して8である。これだと、削減幅は前者が約60%、後者が約28%となり、発展途上国の削減幅は先進国の倍以上となる。この削減幅では（例えばアルゼンチンの工業品平均関税率31.8%は12.3%に引き下げられる）、新興工業国¹⁰⁾では数百万人が失業すると国際労連（ITUC）では見ている（<http://www.ituc-csi.org/spip.php?article2318>）。もちろん影響は、NAMA11グループにだけ及ぶのではない。その他の発展途上国（中国やマレーシアなど）やより後発国の工業化にも大きな打撃を与える。途上国政府の関税収入の減少もその教育や医療などの社会的支出の減少となって、途上国に打撃を与える。

発展途上国全体の観点から見れば、この係数も適当でないが、スイス・フォーミュラ方式の採択自体がそもそも問題である。ドーハのマンデートは、その「開発」アジェンダという呼称が示すように、発展途上国に先進国市場へのより大きなアクセスを与える（したがって途上国側の関税削減幅は先進国より少なくする）という含意を持たねばならないものであるはずなのに、現実はその逆となっており、つまりは先進国の「発展」アジェンダに墮していると言わねばならない。スイス・フォーミュラの名称とその採用は、一見のもっともらしさの陰に、開発と工業化に関する歴史的知見を曖昧にし、無にする先進国側の巧妙な策略が隠蔽されている。なんとすれば、後発国は、歴史的に、外国からの競争に対して自国の幼稚産業を保護・育成するために、高い関税を課し、競争力の高まりとともに、関税率を引き下げてきたのであるから、発展途上国の工業品関税は高く、先進国のそれは低いというのが、歴史的公理だからである。実際にアメリカの関税率は20世紀初頭に当時の世界で最高であったが、当時アメリカはどこからも関税引き下げを強制されることはなかった。

金融危機もまた、WTOがグローバルな危機に対する解決策ではなく、むしろその促進者であることを示している。なぜなら、金融危機の原因が金融市場

9) その算定式は次の通り。引き下げ後の税率(%)=係数×現行税率(%)÷係数+現行税率(%)。

10) NAMA11と呼ばれている新興工業国グループは、アルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ、エジプト、インド、インドネシア、ナミビア、チュニジア、フィリピン、南アの10ヶ国である。

における適切な規制の欠如によることは今日では明白となっているにもかかわらず、WTO サービス交渉においては、金融市場の規制ではなく、「一層の規制撤廃と自由化」が推奨されているからである。さすがのラミーも、WTO 交渉の「拡大」はやめるべきだと言ったのも、故なしとしないのである。サービス交渉議長が現在のサービス貿易自由化水準を最大限拡大すべきだとしたときに、ラテンアメリカの急進派グループ（ベネズエラ、ボリビア、ニカラグア、キューバの4ヶ国からなるので、ALBA グループと呼ぶことにしよう）はそれを阻止することに成功したのみならず、医療、教育、水、長距離通信、エネルギーといった基本的な公共サービスは政府が供給する義務を負う基本的人権であるが故に、市場で取引可能な商品として取り扱われてはならず、WTO サービス交渉から除外すべきであるとする提案を行っている（James 2008）。世界の市民社会諸組織は、これら諸国の提案を強力に支持した。

環境危機の解決もまた、WTO と矛盾する側面が多いことは明らかであろう。環境規制なくして、環境危機の解決は考えられないが、必然的に貿易制限措置を含むことになる環境規制は、それを禁止する WTO ルールとしばしば衝突する。最も単純に、自由貿易が意味するグローバルな規模での長距離輸送自身がエネルギーの大量消費を伴い、温暖化を促進している。地産地消は、自由貿易のドグマを克服しないでは実現できないのである。この地上で生命を維持する我々の能力が WTO によって阻止されることを、金儲けに狂奔する企業ではなく、世界の大多数の普通の人々は本当に望んでいるのだろうか？

持続可能な発展どころか、経済成長も公正や平等も達成できない新自由主義グローバリゼーションの顕著な破綻と対照的に、より多くの政府が資源国有化や南南貿易やオルタナティブな地域統合や医療・教育重視予算などの代替的な政策の実験を始めている。最も目立つのがラテンアメリカの動きであり、前述の ALBA グループを先頭に、アルゼンチンやブラジルなどの穏健左派グループも、この方向に動いている。例えば、アルゼンチンとベネズエラの過去4年間の経済成長（ラテンアメリカ平均を上回る）は、両国に合計1,400億ドルの利得をもたらしたが、それは、世銀の最近の計算によるドーハ・ラウンドの成功による全発展途上国の利得160億ドル（ともに2001年価格）の約10倍である

(Gallagher and Wise 2008 ; James 2008)。

先進国覇権の支配力も弱まっている。多くの国がIMFの命令に必ずしも従わなくなっており¹¹⁾、発展途上世界の指導的・大国であるインド、中国、ブラジルの動きは、発展途上世界におけるこのような自立性の増大を象徴するものである。

いずれにしろ、WTOは、そのグリーンルーム会合のさらなるインフォーマル版、少数国会合なる密室談合に、先進国（アメリカ、EU、オーストラリア、日本）だけでなく、発展途上国の代表としてインド、中国、ブラジルを付け加えないでは、全く機能しないことが露呈された。そして、その少数国会合ですら、合意形成に失敗したのである。繰り返せば、無理に無理を重ねているドーハ・ラウンド交渉は、とりわけ今日の世界資本主義システムの本質的混迷の中では、見通しが全くない。

Ⅲ 綿花市場の動向（綿花価格の長期低落の要因）

さて、以下でいよいよ綿花問題に焦点を絞って考察していこう。

1 綿花の世界生産

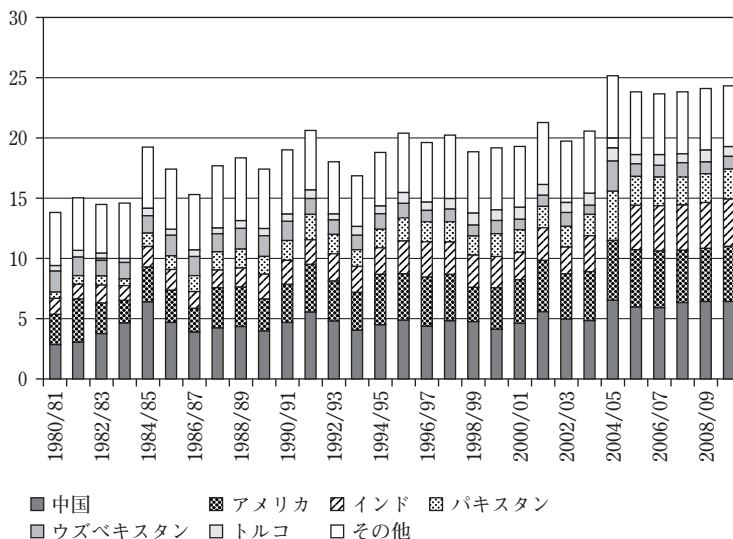
まず、綿花の世界生産の動向を見てみる。

合成繊維の台頭があるとはいえ、2000年代の初頭に至ってもなお、繊維市場の38%は綿花で占められている。

第1図と第1表に示すように、世界の主要生産国は、中国、インド、アメリカ、パキスタン、ブラジル、ウズベキスタン、トルコ、アフリカ諸国である。2008/9年で、上位4ヶ国（中国、インド、アメリカ、パキスタン）で世界生産

11) ラテンアメリカの例を挙げれば、アルゼンチンとブラジルは、2005年末にIMF借款を前倒し返済し、ウルグアイ、エクアドルもそれに続いた。つまり、IMFとはもう関係を持たないということである。ボリビアも2006年3月にIMFプログラムを終了して、それ以後はIMFとの協定は結ばないことにした。ベネズエラは2007年4月にIMF・世銀からの脱退を発表した。エクアドルは2007年4月に国内の世界銀行事務所の閉鎖を要求した。ベネズエラ、ボリビア、ニカラグアは2007年4月に、世界銀行のICSID（国際投資紛争解決センター）からの脱退を発表した。

第1図 世界の綿花生産（単位百万トン）



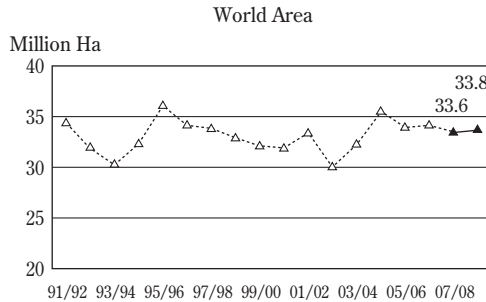
出所：UNCTAD secretariat, based on : “Cotton : World Statistics - International Cotton Advisory Committee (ICAC)”

第1表 世界の主要綿花生産国（単位百万トン）

	2003/04年	世界に占める%	2008/09年	世界に占める%
中国	4,877	24%	7,729	32%
インド	2,765	14%	5,225	21%
アメリカ	3,968	20%	2,997	12%
パキスタン	1,655	8%	2,047	8%
ブラジル	1,132	6%	1,393	6%
ウズベキスタン	914	5%	1,110	5%
トルコ	893	4%	501	2%
トルクメニスタン	205	1%	283	1%
オーストラリア	283	1%	261	1%
ギリシア	333	2%	239	1%
シリア	283	1%	218	1%
ブルキナファソ	210	1%	207	1%
マリ	250	1%	109	0%
世界	20,172	100%	24,420	100%

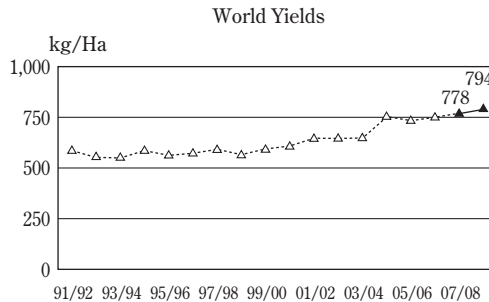
出所：USDA

第2図 世界の綿花栽培面積



出所：Chaudhry (2008)

第3図 世界の綿花生産性

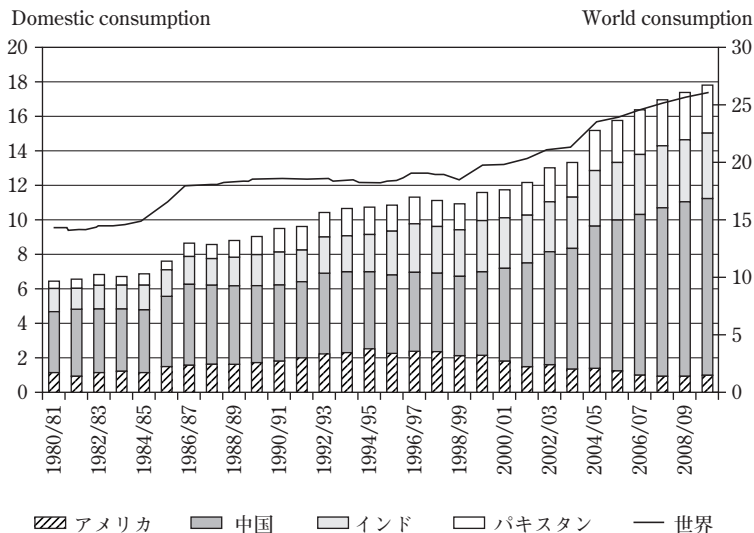


出所：Chaudhry (2008)

の4分の3を占め、上位6ヶ国（ブラジル、ウズベキスタン）で84%を占める。中国、インド、パキスタンの近年の生産増加は、ことにMFA（多国間繊維協定）による割当の廃止（2004年末）によるところが大きい。

戦後の綿花の生産増加は、基本的に、作付け面積の増加よりも、生産性の上昇に負ってきた（第2、3図参照）。作付け面積は、1946-2003年の期間に、2,230万ヘクタールから3,000万ヘクタールへとわずか32%増加したにすぎないのに、生産性の上昇は、同期間に、209kg/haから643kg/haへと3倍に増加したのである。生産性上昇の要因については、5項で述べる。

第4図 世界の綿花消費（単位百万トン）



出所：UNCTAD secretariat, based on : “Cotton : World Statistics - International Cotton Advisory Committee (ICAC)”

2 綿花の世界消費

1940年以來，世界の綿花消費は，生産増加と歩調を合わせて，年率2%で上昇してきたが（第4図参照），50年代と80年代は，伸び率は高かった（それぞれ4.6%と3%）。この伸びの多くは発展途上国によるが，ことに90年代以來，発展途上国での消費の伸びは著しく，81～98年の間の世界消費の77%は発展途上国が占めた。2007年には，世界消費の87%は発展途上国が占めた。工業製品としての繊維生産の世界の主要な担い手は，発展途上国である。

3 綿花の世界貿易

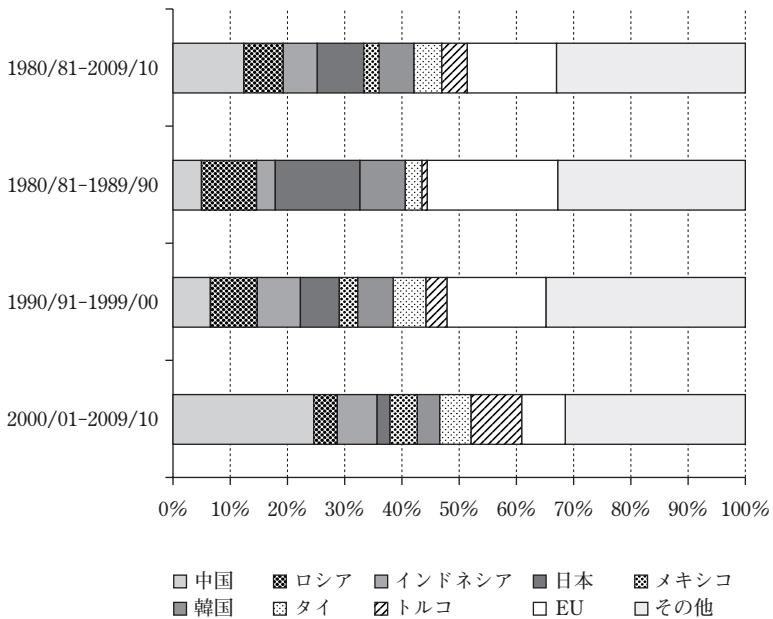
発展途上国での現地加工と現地消費の増加にもかかわらず，1960年代以來，世界生産の3分の1（繊維で約460万トン）は，貿易されている。西アフリカの綿花生産はほとんど（95%）輸出されている。第2表と第5図にあるように，主要輸出国は，アメリカ（世界輸出の4割を占め，中国，日本，韓国，インド

第2表 世界の綿花貿易（単位千トン）

輸入	2003/04年	2008/09年	輸出	2003/04年	2008/09年
中国	1,524	2,830	アメリカ	2,874	3,266
トルコ	403	718	インド	87	1,361
パキスタン	414	697	ウズベキスタン	659	936
バングラデシュ	343	664	ブラジル	359	566
インドネシア	479	501	オーストラリア	381	239
タイ	403	425	ギリシア	218	207
メキシコ	348	294	ブルキナファソ	207	202
ロシア	316	261	トルクメニスタン	114	185
韓国	299	207	カザフスタン	109	136
台湾	218	218	ベナン	174	125
ベトナム	109	218	マリ	234	105
日本	174	120	タジキスタン	136	114
世界	7,048	8,554	シリア	152	76
			世界	6,971	8,551

出所：USDA

第5図 世界の主要綿花繊維輸入国（%），1980～2000



出所：UNCTAD secretariat, based on : “Cotton : World Statistics - International Cotton Advisory Committee (ICAC)”

ネシア、メキシコ、トルコ、カナダが主要仕向け先)、インド(近年急激に増加させた)、ウズベキスタン(アジア、ロシア、ヨーロッパが主要仕向け先)、ブラジル、オーストラリア(アジアが主要仕向け先)、ギリシア、CFA 諸国(アジアとヨーロッパが主要仕向け先)、中央アジア諸国である。主要輸入国は、中国、トルコ、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、タイ、メキシコ、ロシア、韓国、台湾、ベトナム、日本、EUである。綿花繊維の輸入では、中国、ロシア、インドネシア、日本、メキシコ、韓国、タイ、トルコなどである。しかし、綿花の輸出ではアメリカ、輸入では中国が断然2位以下を引き離して、圧倒している。

4 世界綿花価格の動向

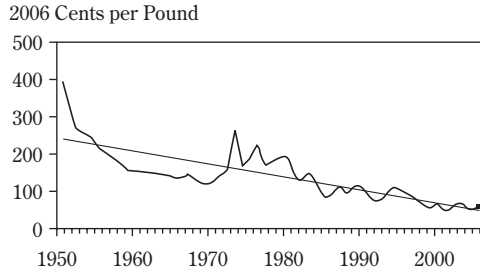
世界綿花価格は、実質で(第6図)長期低落してきた(Townsend 2007)。Cotlook A Index¹²⁾で50年代初頭ポンドあたり3ドル以上、70年代に1~2ドル、06/07年(06年8月1日から07年7月末まで)は58セントである。名目価格(第7図)でも、73/74~97/98年までの50~95セントの間(平均74セント)に比べて、過去8年の大部分の期間、40~70セントの間(平均55セント)と下方シフトが見られている。

2002/03年の綿花価格の上昇の原因は、それまでの国内在庫増から綿花輸入を制限していた中国が需給緩和により02年に輸入規制を解除したこと、および9.11後の石油価格の高騰により化学繊維のコストが上昇したことから綿糸の需要が増大したことによる。04/05年に下落した後、06年以降需給状態の好転(消費の着実な伸びと生産の停滞)を背景に、原油や一次産品への投機が盛んに行われるようになり、綿花価格の動向も不安定になり、上昇傾向を見せている。07/08年は70セント台に急上昇し、08年9月1日現在、77.9セントになっている。しかし、近年の消費増加(中国とインドでの成長が牽引している)を背景にした投機的ブームによる価格上昇も、70年代末や90年代後半の上昇にま

12) Cotlook A Index とは、イギリスの民間機関 Cotlook 社が Cotton Outlook 紙上に毎日発表する19の世界の主要市場における下から5番目までの原綿(アップランド)取引価格の平均である。アジアの諸港への船荷の到着時の CIF 価格である。

第 6 図 綿花世界価格（恒常価格）

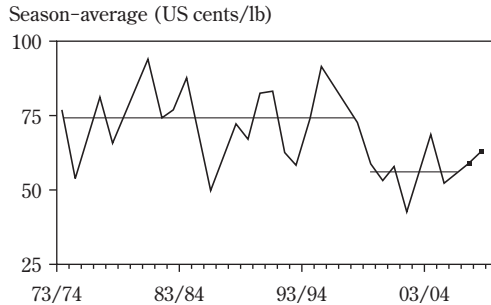
Cotlook A Index



出所：ICAC 統計

第 7 図 綿花世界価格（経常価格）

Cotlook A Index

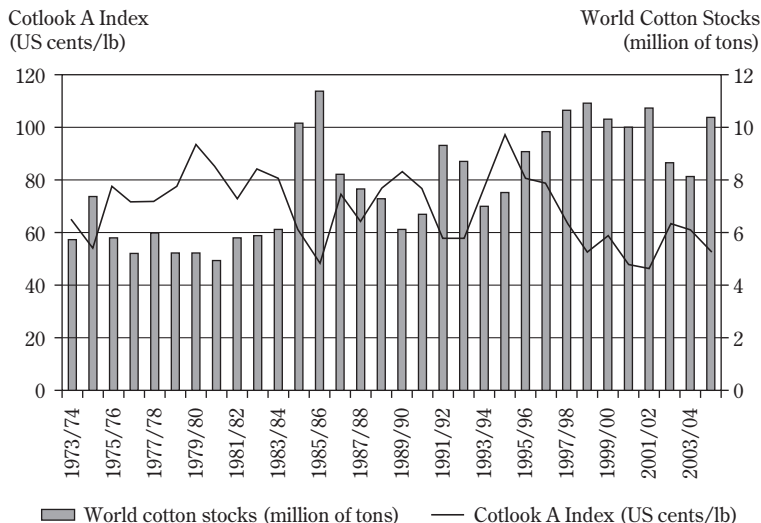


出所：ICAC 統計

では及んでいない。さらに言えば、後述するアフリカの綿花生産諸国にとっては、この部分的価格回復の恩恵すら及んでいないのである（V節参照）。

価格動向を規定するものは、基本的には需給である。価格と在庫の動きを示した第 8 図によると、80年代半ばに在庫は急激に上昇し、90年代末から2000年代初頭にも高水準（1,000万トン以上）にとどまった。原因は供給過剰であり、ことに中国とアメリカにおける政府の支持政策が過剰をもたらした。中国は世界生産と在庫の4分の1、世界消費の3割を占めて、価格動向に影響を及ぼす

第8図 世界の綿花価格長期動向と在庫（1973/74-2004/05）



出所：UNCTAD secretariat (Data : UNCTAD Commodity Price Bulletin)

綿花市場における主要アクターとなっている¹³⁾。05年以降は、逆に、中国における消費の伸びが在庫を減少させ、投機を呼んで、価格の上昇を引っ張った。中国の一人当たりの綿花消費量は、2000～05年に26%も上昇した¹⁴⁾。

13) ここで、中国の綿花産業について補足しておこう。中国の主要綿花生産地は、黄河と揚子江の流域で、生産の4分の3以上を占める。しかし、新疆など新興地域での綿花生産が増加している。品種は、アップランド（*Gossypium hirsutum*）である。50年代以降、アメリカからその新品種が導入され、今では Deltapine, Stoneville, Cokerなどが重要な品種となっている。1953年の第一次5ヶ年計画導入と同時に、綿花産業は完全に中央集権化され、国家調達機関（SMC 供給流通合作社）が独占的に調達と流通を取り扱うようになった。農民は強制的に生産割当を受け、全生産額を国定の低価格で SMC に売り渡し、SMC が購入から加工、流通までの全流通過程を支配した。しかし、80年代以降、「改革開放」の下、市場重視へと政策の大転換がなされた。78年に生産請負制が導入され、85年には契約購入制が SMC の独占調達に取って代わった。2000年代初頭にさらに自由化が進み、今では、認可を得た国内繊維企業が直接、生産者や生産者組合や SMC 地方機関から綿花を買いつけることができるようになっている。国内の綿花供給価格については、政府（国家発展計画委員会）の指導下、市場の需給関係を考慮して、関係企業の合意によって決定されるようになっている。

5 構造変化

このように近年に若干の価格回復の傾向があるにしても、綿花の実質国際価格の長期低落の要因はなんであろうか。

最も端的に結論づければ、綿花の生産過剰（構造的な供給過剰）と先進国による輸出ダンピング（補助金と世界綿花貿易の寡占的支配構造）である¹⁵⁾。人為的政策的要因（次項で考察する補助金支出）を別にすれば、さしあたり、構造的な供給過剰には、三つの要因が考えられる。(1)技術変化（環境的に持続不可能な技術革新による供給過剰）、(2)代替繊維（石油派生繊維）との競合、(3)小売り段階での綿花製品価格の低下。

- (1) 技術変化（環境的に持続不可能な技術革新による供給過剰）による生産拡大とコスト低下

戦後世界の農業の変化は、一般に、機械化の進展、化学肥料の拡大、農薬の開発、先進国農村での電化の進展などに表現されるが、この過程は現在でも継続し、加速化さえしている。

戦後における灌漑管理、農薬管理、無耕栽培、輪作などの技術の改善は、生産拡大と生産コストの低下に貢献してきた。さらに近年では、情報技術の革命によって、技術革新が強化され、低価格がもたらされている。

近年の新技术で最も目立つものは、バイオテクノロジー（遺伝子組み換え品種）である¹⁶⁾。バイオテク品種は、06年に世界の栽培面積の36%、世界の生産と貿易の45%を占めた。07/08年には、面積の40%、生産の半分を占めると見られている。中国、アルゼンチン、インドでは面積の70%、オーストラリア、

14) 一人当たりでは、6.4ポンドとなるが、アメリカの一人当たりの綿花消費量（06年）は38ポンドである。したがって、ジーンズやTシャツへの人気を背景に、中国やインドなどアジアでの消費増加の展望は大いにあると投機家たちには見られている。
<http://www.bloomberg.co.jp/news/column.html,Sep.10,2007>.

15) したがって、このことは、逆に考えれば、消費が増加すれば、そして綿花から他のより収益的な作物（トウモロコシ、大豆、小麦など）への作付け転換が進み、綿花の供給（生産）が伸びなければ、価格は上昇する見込みがあることを示す。輸出ダンピングの前提は、供給過剰であるのだから。

16) 2006年の遺伝子組み換え作物の作付面積を品種別に見ると、大豆（5,860万ヘクタール、シェア57%）、トウモロコシ（2,520万ヘクタール、同25%）に次いで、綿花は3番目（1,340ヘクタール、13%）に位置している。

南ア、アメリカでは80~90%、メキシコでは60%を占めている。ブラジル、パキスタン、ブルキナ・ファソでは、導入試験が行われている (Townsend 2007)。世界で9ヶ国、930万世帯で栽培されていると言われているが、世帯数では、中国とインドで大半を占め、小規模零細農家が多い。綿花の場合、モンサント、シンジェンタ、バイエル、ダウ・アグロなどが、除草剤耐性、害虫抵抗性双方のGM (遺伝子組み換え) 作物品種開発を行っている。

綿花生産性は90年代のヘクタールあたり580kgから2000年代初頭の740kg (2007/8年780kg) に上昇した。この間、世界の栽培面積は不変であったから、500万トン以上の生産増となり、この要因だけで90年代の価格低下の半分以上は説明できる。

この供給増加を打ち消すには、需要の大幅な増加が必要で、2004年以後の価格の回復はこの要因が働いたことを示している。

遺伝子組み換え品種の導入がとりわけ小規模生産者にとって、思うような生産増加と収益増加をもたらしたかについては、疑問が多い。むしろ、種子、肥料、灌漑などの諸経費の増加と低い収量によって、収益性は大幅に減少している事例が多く報告されている (例えば、久野2002)。

(2) ポリエステルとの競合

化繊の生産技術は化繊生産コストの低下と化繊用途の拡大をもたらし、綿製品とポリエステルとの競合が増した。綿花以外の繊維の生産は60年の500万トンから、70年の1,000万トン、80年の1,600万トン、90年の1,900万トン、2000年の3,000万トンへと増加し、06年には3,700万トンに達したと見積もられている。

したがって綿花のシェアは、60年代の60%以上から、80年代の50%、2000年代初頭の40%以下へと低下した。04~05年以降は少し回復したが、長期的には40%を割り込むと見られている。

それは約300万トン (現在の世界の綿花消費の約8分の1) のアパレルと家具の市場での需要の減退を示す。

ただし、石油価格の上昇による化繊生産コストの上昇は、綿花需要の増大をもたらす見込みがある。それは2000年代以降の綿花価格の回復への貢献要因で

あった。

(3) 繊維製品小売価格の低下（グローバリゼーションと小売業界革新）

繊維製品小売価格は、アメリカでは90年代初頭にピークに達し、90年代後半から06年にかけて、名目価格で約8%低下した。それは繊維アパレル製品の貿易障壁の低下と小売効率の上昇による。ヨーロッパと日本でも同様のパターンが見られ、今後おそらくインドのような途上国でもそれは繰り返されよう。製品小売価格の低下は、当然のこととして、原料綿花への価格低下圧力となる。

以上は綿花の需給に影響を及ぼす市場構造の長期的変化が綿花価格の低下傾向への圧力となっていたことを示す。

6 政府補助金

これらの構造要因以外に重要な政策的要因が先進国、ことにアメリカとEUにおける国内生産者保護の補助金支出である。言い換えれば、最も重要な構造要因としての綿花の生産過剰をもたらしているのは補助金支出であると言える。

アメリカの国内農業への補助金は4種類ある（服部2006）。(1)価格支持（「融資単価」＝最低保証支持価格）、不足払い（生産コストをまかなう農家への保証価格＝「目標価格」と市場価格または「融資単価」との差額を政府が農家に払う）、マーケティング・ローン（綿花と米に適用されるもので、それ以外は融資不足払いという、市場価格が「融資単価」を下回った場合の差額を支払う）。(2)直接固定支払い（緑の政策とされているため、世界貿易機関WTOにおける廃止対象の補助金とは一般にみなされていないが、実際には、2005年のWTOの綿花に関する上級委員会によって、野菜等を除いているため、生産のタイプに関連しているとして、緑の政策ではないと裁定された）。(3)輸出信用（低率の手数料が輸出補助金と見なされる）。(4)さらにアメリカの場合、「綿花ステップ2」支払いという名の綿花についての特別の補助金がある。このような補助金の存在自体がアメリカにおける綿花栽培業者の強い政治的影響力を示すと言える。これは、輸出される綿花とアメリカ産綿花を用いる国内ユーザーに対してのみ与えられる特定補助金で、アメリカ産綿花の北欧価格が算定基準となっている。

第3表 アメリカ綿花についての補助金（2002年）

（単位：100万ドル）

政 策	額
マーケティング・ローン	898
新しい不足払い（CCP）	1,309
直接固定支払	617
作物保険	194
ステップ 2	415
合 計	3,848
（輸出信用保証）	綿花輸出3億4,900万ドル に付けられる

出所：服部（2006）。表9。

ICAC事務局が統計データを取り始めた97/98年以降、綿花への直接助成は世界で年間35～60億ドルである（参照する資料によって幅がある）。金額ではアメリカが最大で、20～30億ドルに上る。2000～05年平均では、年間30.9億ドル、この間の綿花販売額年平均48.3億ドルの実に64%に及ぶ（Townsend 2007）。第3表によれば、2002年のアメリカの綿花補助金は38億ドルにも上っている。EUも大きいが、06年は支払いの65%を生産からディカップルした。トルコ、コロンビア、メキシコ、ブラジルなどの発展途上国も国内助成を行っているが、金額はそれほど大きくない。中国は割当と課徴金（1～40%）とで国内生産者に対する国境保護を行っている。世界全体として、06/07年のあらゆる形態の直接助成（つまり中国を含む）は、40億ドル（世界綿花生産額の約8分の1）と見積もられている（Townsend 2007）^{17）}。

これらの補助金によって国内綿花生産者に支払われる価格は、2001/02年で、世界市場価格の1.9倍（アメリカ）から2.54倍（EU）となっている（UNCTAD, Infocomm）。

価格に及ぼす政府助成の影響については、様々な研究や推計が行われて来た（例えば、Baffes 2006参照）。それらは数%から30%までの広がりがある。対

17) 別の推計では、90年代末において、総額54億ドルとも言われる（Badiane et al. 2002, 正木2005）。

象年がいつなのか、すべての農業補助金を考慮するのか、綿花補助金だけなのか、すべての国が補助金を廃止するのか、アメリカだけなのか、補助金廃止後の最初の年の価格ショックを考慮しているのか、他の生産者や消費者が補助金廃止の結果としての価格上昇に反応する時間を考慮するのか、どれだけまどのくらいの早さで反応するのかといった前提条件によって、結果は異なっている。

世界のすべての綿花補助金が廃止される（他の作物の補助金は廃止されない）という仮定に基づくタウンゼンドの推計では、廃止後3～4年にわたって、価格は10%上昇するという結果が出ている。つまり現行価格より長期的にCotlook A Indexで6セント上昇するということである。初年度の影響はもっと大きいですが、すべての農産物への補助金が廃止された場合は、綿花価格への影響はより小さくなる、という。ICACの推計（ICAC 2002）では、アメリカの綿花補助金の廃止は、2002/03年でCotlook A Indexで11セントの上昇になるという。ポンド当たり11セントの綿花価格の上昇は、西・中部アフリカの綿花生産国の輸出所得を2.5億ドル上昇させるという（Hanrahan et al 2004；正木2005）¹⁸⁾。

筆者は、これらの推計は心理的要因を排除したシミュレーションなので、市場動向への過小評価に陥っている可能性があり、したがって補助金廃止の国際価格への影響はもっと大きいであろうと考える。国内綿花生産者に支払われる価格が2001/02年で、世界市場価格の1.9倍（アメリカ）から2.54倍（EU）というUNCTAD推計を考慮するなら¹⁹⁾、もし価格支持がなくなり、生産者の受取所得が半分や3分の1近くに激減するなら、生産に及ぼす影響は甚大となる

18) 世銀推計（Anderson and Valenzuela 2006）では、世界のすべての綿花補助金が廃止される場合2.82億ドルの経済効果があるという。この場合、先進国の生産者所得は低下するが、非効率な部門への補助金投入が回避されるので、先進国の経済効果は4.65億ドル増加する。他方、途上国の生産者所得は向上するが、綿花価格の上昇が途上国の綿製品生産者の利潤を圧迫するので、途上国全体の経済効果は1.82億ドル低下する。綿花の生産に特化し、綿工業の存在しないサブ・サハラ・アフリカは1.47億ドルの経済効果享受し、そのうち約4割がコットン4へ、2割が残りの西アフリカに行くという。

19) アメリカでの綿花生産コスト（エーカー当りの平均費用）は2004年で501ドル、これに対する市場での生産者収入は369ドルとなっていて、この差額を補助金等で埋めていることになる（正木2005）。またアメリカの綿花輸出価格は1997～2003年の生産コストの51.6%である（Suppan 2006）。

であろう。それが価格に及ぼす影響がわずか数%にとどまるとは考えにくい。近年の価格騰貴は、それを示唆していると言えるのではないだろうか。

現に近年アジアでの需要増加とアメリカでの作付け転換による需給緩和が投機に強い影響を及ぼし、価格の激しい変動と価格の回復をもたらしている。実際に、2008年3月に綿花相場は乱高下を演じた。3月5日にロンドンの先物取引所のICE フューチャーズ US は、12年ぶりの高値に上昇した後、同20日までに26%も急落したのである²⁰⁾。もちろん、多くの取引所での個別の価格変動が、Cotlook A Index のような総合指数のしかも長期価格に及ぼす影響はかなり中和されてしまうけれども、それでも、価格上昇圧力は明白であり、しかもグローバル・カジノ・エコノミーにおける投機の要因を考慮すれば、その程度はとても軽微なものとは思われない。しかしともかく、ほとんどの推計が現実的な（補助金全廃などを考えない）補助金の削減の結果として、数セント程度の価格上昇を予測していることは記憶に留めておこう。

7 輸出ダンピング

アメリカの農業保護政策は、レーガン政権下に、1985年農業法によるマーケティング・ローン制度の導入により、生産制限と市場価格安定から生産増加と輸出振興へと大きな転換を行った。さらに、ウルグアイ・ラウンド農業交渉から WTO 農業協定へと移っていく中での1996年農業法（クリントン政権）は、従来の生産制限と不足払い制度に代えて、生産とディカップルされた直接支払いを導入し、元々貧弱であった供給管理（生産制限）を廃止してしまった。そして2002年農業法（ブッシュ政権）では、CCP（Counter Cyclical Payment 価格変動型支払い）²¹⁾の形で、96年に廃止された不足払い制度を事実上復活させたが、それは生産制限を伴わない価格支持政策であったため、生産を刺激し、かくして過剰生産が生み出された（Murphy 2005）。言い換えれば、それは、皮肉なことに、市場機能を働かなくさせ、しかも金がかかる反新自由主義的なもの

20) <http://blog.goo.ne.jp/taraoaks624/e/874be74ef77eacaa80d5cf766b902518>

21) 農産物の市場価格等に直接固定支払いを加えた額が目標価格を下回った場合に、その差額を補填するもの。

(理想的には非ブッシュ的なもの)であった。

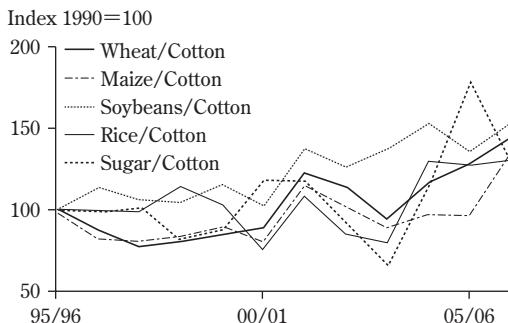
これらの補助金の結果、アメリカの綿花は、実質的には生産者価格の約半分にまで引き下げられて輸出され²²⁾、世界市場を支配し、世界市場価格を引き下げたのである。後述 WTO パネルは、アメリカのこれらの補助金が「世界市場における綿花価格を引き下げ、ブラジルの利益を損なったものであり、WTO 違反である」と裁定した。

そしてアメリカの輸出は80年代後半以来、殊に21世紀に入って倍以上に増加した。WTO の創設以来、広範なダンピング(生産コスト以下での製品の販売)が米欧の多国籍アグリビジネス企業によってなされ、発展途上国の小農民たちは、(1)補助金を出す先進国への市場アクセスが阻止されることで、輸出の機会と収入を失い、(2)先進国が人為的に低い価格で第三国へ輸出することによって、第三国への輸出機会を失い、(3)人為的に安い価格の輸入の流入によって途上国自身の国内市場での市場シェアを失い、あるいは生計手段そのものを失って、農場から追い出されたのである。「WTO の十年はダンピングの十年であった」(Murphy 2005)。

ここで、アメリカの綿花産業について補足的に述べておく。アメリカの綿花産業は、生産額では農産物の5位に位置し、世界生産の2割を占め、世界第2位の生産国であり、世界輸出の4割弱を占め、世界最大の輸出国である。南部コットンベルト、とりわけテキサス、ミシシッピと西部のカリフォルニアの3州で、生産の6割を占める。品種は大半、アップランドか ELS (extra-long staple) (*Gossypium barbadense*) (別名アメリカン・ピーマ) である。戦後に生産農家の集約化が急速に進んだ。1930年代には200万人いた農家が2000年には31,500人に減少した (UNCTAD Infocomm)。作付面積も、過去50年で25%減少した。生産農家の8割は個人または家族農家で、綿花専業である。残りが大規模アグリビジネスであるが、個人または家族農家の場合でも、集中度は高まっている。すなわち、1997~2002年の間、2千エーカー以下の農場9万戸が

22) 2003年のデータで、アメリカの輸出価格が生産コストをどの程度下回っていたかを見ると、小麦28%、大豆10%、トウモロコシ10%、米26%、綿花47%となっている (Murphy 2005)。市場原理主義者(市場メカニズムを無限定に信仰する主流派経済学者たち)の理論的無節操ぶりに筆者は呆れかえる。

第9図 綿花と競合作物との価格比



出所：Plastonay (2008)

消え、2千エーカー以上の農場が3,600増えたという (Murphy 2005)。綿繰り工場は、農場の近傍に立地しているが、同じく集約化が80年代以降に進んだ (2000年に1084社で80年の半分以下)。生産農家が個人的にまたは協同組合を作って、所有している。収穫は機械化されている。収穫後すぐに綿繰りするかまたは農場モジュールに貯蔵される。綿繰りされた綿花繊維はバールに詰められ、各バールから見本を取り出して、HVI (High Volume Instrument) 手法によって、品質分類される。国内流通については、農家は政府認定倉庫にバールを保管するか、独立商人 (ブローカーや中間加工業者) にすぐに売るかどちらかである。前者の場合、倉庫にあるバールの所有権は農家にあり、農家は、それを担保に金を借り、後にバールを売って、返却する。

バイオ燃料ブームによる砂糖やトウモロコシへの作付け転換が進んでいるということは、アメリカにおける綿花専業の支配的形態が崩れつつあることを意味している。2007/08年に綿花の作付け面積が20年ぶりの低水準に落ち込むと見なされるほど、作付け転換が進むのは、アメリカ農民にとって、綿花が最も収益性の低い農産物であったからである。綿花と小麦その他の競合作物との価格比を第9図に示す。いずれも、綿花が価格面で栽培者にとって最も不利な作物であることを示している。また肥料、除草剤、種子や農機具関連のコストは、1エーカー当たりトウモロコシで225ドル、大豆で170ドル、小麦では150ドルな

のに対し、綿花では400ドルにもなるという（前述の注2と同じ出所）。

8 結 論

結論として、以上が示すことは、構造的に価格を引き上げるには、供給管理が不可欠であるということである。政府の国内補助金を若干削減しても、そのことによって価格が少々上昇しても、過剰供給という根本の問題がなくならない限り、国内綿花産業保護による補助金支出に支えられた輸出ダンピングが行われ、国際価格は低下傾向を持つ。そのことをネガの形で如実に裏付けているのが、まさに最近のバイオ燃料ブームによる綿花価格の回復である。バイオ燃料ブームによる砂糖やトウモロコシへの作付け転換による意図せざる綿花供給の減少が価格の回復をもたらしているからである。

IV WTO における綿花

以下では、世界貿易機関（WTO）における綿花問題の取り扱いを見てみよう。まず、ブラジルのアメリカ提訴について見、その後、綿花イニシャティヴについて見る。

1 綿花パネル裁定（ブラジル vs アメリカ）

米—ブラジル間の綿花問題（アメリカの綿花補助金が WTO 協定違反であるという2002年9月のブラジルの協議の提案——この背景には2001年のアメリカの輸出の急増があった——と翌年の WTO 提訴、2003年3月パネル設置）について、2004年9月、WTO の紛争処理パネルは、ブラジルの主張をほぼ全面的に認める裁定を下した。これは発展途上国が WTO の場において、アメリカ農業政策を訴えた最初のケースであった。アメリカの上訴に対して、2005年3月、上級委員会は、パネルとほとんど同じ裁定を下して（すなわち、WTO の農業協定 AA と補助金・相殺措置協定 ASCM に違反するとして）、WTO におけるアメリカ綿花問題は、ブラジルの全面的勝訴となった（WTO Dispute Settlement 267：服部2006その他参照²³⁾）。

その結果、アメリカは、「価格支持、不足払い、マーケティング・ローンなどの補助金を廃止するか、またはそれらの（価格に依存する）補助政策の綿花に対するマイナス効果を除去するための適切な措置をとること」および「輸出信用保証と綿花ステップ2を、2005年7月1日までに廃止すること」を求められた。また、固定支払い（直接所得補償）を緑の政策として、黄の政策の国内保護水準から除いてきたアメリカの政策も、野菜・果実を除いている限り、否定され、アメリカの国内保護（黄の政策の保護水準）はWTO協定における約束水準（AMS）を上回ることになった。すなわち、ブラジルおよびすべての外国は、アメリカに対して報復措置をとることが可能となる状況が生まれたのである²⁴⁾。

アメリカ政府および議会は、輸出信用保証と綿花ステップ2、および固定支払いの野菜・果樹の除外については、基本的に、WTOパネルの勧告に沿う形で対応しようとしている。しかし、「価格支持、不足払い、マーケティング・ローンなどの補助金の廃止」については、実行がきわめて困難である。パネル報告には、「廃止」や「除去」の期限が示されなかったこともあり、当面のアメリカ政府の態度は、何も対応しないで、ブラジルの出方を待つというものであった。

これに対して、ブラジルは、アメリカとの協議を求めたが、アメリカの政策は、二つの方向性をとっている。すなわち、(1)一つは、WTOルール整合的であるように、アメリカの国内農業保護を「価格・生産量に関係しない『緑の政策』に変更していく」というものである。具体的には直接所得保証の固定支払いを大幅に拡大して、不足払いを形式的に削減するものである。そのための融資単価（価格支持）の引き下げ（すなわちマーケティング・ローンの引き下げ）もここに入る。(2)もう一つは、不足払いを保護削減対象から外すために、『青

23) この提訴で、第三国となったのは、次の諸国である。アルゼンチン、オーストラリア、ベナン、カナダ、チャド、中国、台湾、EU、インド、ニュージーランド、パキスタン、パラグアイ、ベネズエラ、日本、タイ。

24) 山下（2005）は、パネルと上級委員会の裁定に対して、ウルグアイ・ラウンドの交渉経緯と法律文言解釈上の点から、部分的な批判を展開しているが、全く異なる観点に立つ本稿はそれについては立ち入らない。

の政策』(生産調整の下での直接支払いであり、『緑の政策』に準じるものとして保護削減の対象外である、ただし、相手側の相殺措置発動の対象にはなる)の内容を変えること(規律を緩めること)である。これは、実際に実現した。すなわち、2004年7月のWTOの枠組み合意の成立である。それはアメリカの巧妙な政策の勝利を示すものであるが、この合意によって、「新青の政策」は、これまでの「青の政策」に存在した「生産調整の下での」という制約(規律)を取り除いてしまったのである。そのため、不足払いは、削減対象からはずれることとなった。これに対し、ブラジルを初め、EU、インドなども、『新青の政策』にも「一定の規律が必要」として、保護削減の対象外とする不足払いの幅については限度(規律)を設けるべきであると主張している。

ブラジルは、当面、アメリカの努力を見守ることとし²⁵⁾、制裁=報復の権利を発動しないこととした。しかし、それ以後のアメリカ政府と議会の動向は、到底WTO裁定を真摯に履行しようとするものとは言えなかったため、ブラジルは2006年8月に再度コンプライアンス・パネル(紛争解決了解第21条5項)に訴えた。

2006年10月にコンプライアンス・パネルが設置され、それは2005年裁定をアメリカは履行していないとの裁定を下した。アメリカの上訴を受けたコンプライアンス上級委員会は、最終的に2008年6月に、コンプライアンス・パネルの裁定を支持する決定を下したため、WTOにおけるアメリカの敗訴は最終的に確定した。したがって、このコンプライアンス手続きの期間中凍結されていたブラジル(その他諸国)の報復の権利は、これ以後、いつでも発動可能となった。そして、ブラジルは、ついに2008年8月に、WTOに対して、アメリカに対する報復=貿易制裁の発動の承認を求めるに至った。おそらく数ヶ月後に(遅くとも2009年初頭には)、それは承認され、ブラジルは実際に制裁を発動することになるであろう。

ブラジルの引き延ばされた制裁発動の最終的決断の背景には、上記のコンプライアンス手続きの終了以外に、二つの要因がある。一つは、2008年6月にア

25) 実際に、アメリカ政府は、輸出信用保証の手数料引き上げ、手数料上限制限(1%)の廃止、綿花ステップ2支払いの廃止などを議会に提案した。

アメリカ議会で成立した2008年農業法（the Food, Conservation and Energy Act of 2008）²⁶⁾である。それは、WTO ドーハ・ラウンド交渉を抱えたブッシュの拒否権を覆して成立し、綿花を含むアメリカの農業保護（2008年10月1日以降向こう5年間で総額3,070億ドル）を基本的に維持するものであった²⁷⁾。つまり、ブラジル（やアフリカを含む他の諸国）の望んだ農業補助金の廃止や削減は期待できないものとなったのである。

もう一つは、Ⅱ節で見た、同じく今年（2008年）7月のWTO ドーハ・ラウンド交渉の挫折である。そこで述べたように、筆者はドーハ交渉挫折の原因をアメリカの国内農業保護（とりわけ綿花保護）に帰したが、ドーハの挫折は、同時に、ブラジルによる制裁の発動決意をももたらしたことになる。アモリン外相によれば、ブラジルは、制裁の発動は望まなかったが、今となっては「残された唯一の手段」（Financial Times, August 4, 2008）であるということになる。ブラジルの報復措置は、年間10億ドル以上に上る（通信、建設、エンジニアリング、金融、観光、運輸などの）サービスや（特許権などの）知的所有権を含む cross retaliation であるが、2005年裁定で認められた制裁金額は40億ドルであるのだから、かなり抑えられた規模の制裁措置であると言える。

2 綿花イニシャティヴ

2003年6月、旧仏領アフリカ諸国のブルキナ・ファソ、ベナン、マリ、チャドの4ヶ国（以下、コットン4と呼ぶ）を代表して、ブルキナ・ファソのコンパオレ大統領は、WTO 貿易交渉委員会で演説し、綿花イニシャティヴを提案した（WTO 2003；正木2005その他）。その内容は、「①綿花は、これら4ヶ国の貧困削減や経済発展において重要であり、本来、これらの国では競争力のある産業である。②それにもかかわらず、一部の先進国が自国の生産者に補助金

26) この名称は、明らかに、環境政策（つまり緑の政策への農業保護政策の傾斜）とバイオエネルギー推進の方向性を示している。

27) うち2,090億ドルがフードスタンプ（国内食糧援助）に、720～740億ドルが作物、保全、貿易に想定されている。つまり、補助金は年間で140～150億ドル程度で、現在とほとんど変わらない。実際の支出額から見て、アメリカは年間76億ドル程度にまでは削減（譲歩）する用意があることを表明している（Murphy and Suppan 2008）。

を与えていることから、綿花の国際価格が下落し、提案国の綿花産業は危機に直面している。③こうしたことから、こうした先進国の補助金の撤廃と撤廃が完了するまでの期間の補償を要求する。」というものであった。価格下落に対する「補償」（「補償融資」ではなく）を要求した点で、かつてのプレビッシュの提案（1964年、第1回 UNCTAD 総会）を上回るラジカルなものであった。

この提案は、同年7月の農業委員会の特別会期で議論され、9月のカンクン第5回閣僚会議の文言の中にも取り込まれた。しかし、「先進国の綿花補助金の撤廃とその損害賠償」という急進的な要求は、当然のことながら、先進国の容れるところとはならず、カンクン会議決裂の最も重要な要因の一つとなった。綿花問題が一挙に「先進国の農業保護と発展途上国の窮状」とを浮き彫りさせる象徴的問題となったのである。参考までに、コットン4の地図（第10図）を掲げておく。

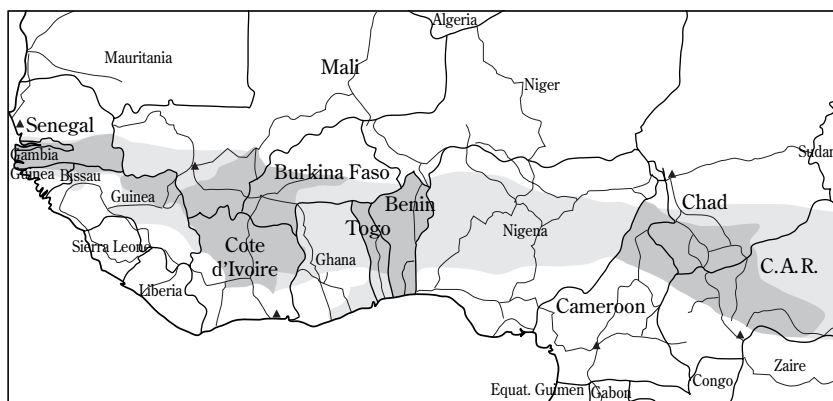
カンクン後にドーハ・ラウンド交渉を立て直そうとする先進国は、2004年7月に枠組み合意を成立させ、農業に対する補助金政策を見直し、削減し、農産物貿易自由化を促進する一方で、途上国側の開発についても積極的に対応するポーズを見せた。そして綿花イニシャティヴについては、農業交渉の枠内で扱いつつも、適切なプライオリティが与えられ、農業交渉の中で「野心的に、迅速に、特別に」扱うことが述べられ、2004年11月に綿花小委員会が設立された。

そして2005年12月の香港第6回閣僚会議では、①先進国の綿花に関するすべての形態の輸出補助金は2006年中に撤廃すること、②市場アクセスに関しては、先進国は後発途上国の綿花に対し無税無枠の輸入アクセスを与えること、③綿花生産に対する貿易歪曲的国内支持は、今後合意されるいかなる一般的なフォーミュラよりも野心的かつ短期間に削減されるべきこと、④補助金撤廃期限までに、綿花部門の収入低下を扱うメカニズムの設立の可能性を探求すること、⑤コットン4も生産性と効率性の強化に向けて国内改革に努力すること、⑥綿花の貿易的側面と開発的側面との相互補完性を再確認することなどが確認された。そして、2006年4月末までに、保護の削減に関する具体的な数値の入った交渉ルール（モダリティ）を決定し、7月中に包括的な譲許表案を提出することが合意された。

こうして綿花イニシャティヴの二つの要求のうち、補助金廃止の問題については、なんとか口約束はさせることはできたものの、もう一つの実現されなかった予想綿花収入に対する補償の問題は、事実上完全に黙殺されることになった。上記文言の「綿花部門の収入低下を扱うメカニズムの設立の可能性を探求すること」というのは、単なるリップサービスでほとんど何の意味もなさないからである。

こうして半分以下に値切られた綿花イニシャティヴではあったが、しかし、アメリカはその残された半分の農業保護の削減にすら難色を示し、ドーハ・ラウンド交渉は行き詰まり、2006年7月31日にポツダムでのG4で交渉は決裂し、凍結された。翌年(2007年)1月にダボスで非公式閣僚会合が開催され、交渉は再開したが、このとき、ベナンの通商大臣は、「アメリカが綿花補助金の廃止問題で何もしないので、我が国の何百人もの貧農が死んでいっていることに抗議して、私は黒服を着て出席する」と述べた²⁸⁾。彼の抗議が実を結ぶことはなかった。Ⅱ節で既に述べた通り、その後2008年7月に、G4交渉は再度挫折

第10図 西・中部アフリカの綿花生産



出所：United States Department of Agriculture (USDA)

注1) 〇の地域が綿花栽培地域

注2) 〻の地域は、綿花栽培適正地とされる年間降水量800～1,400mmの地域。

28) Ravi Kanth Devarakonda, TRADE: Promises Go One Way, Subsidies Another, May 22, 2008, <http://ipsnews.net/news.asp?idnews=36921>.

し、ドーハ・ラウンド交渉は凍結された。したがって、WTOにおける薄められた綿花イニシヤティヴも棚上げされたままである。

V コットン4における綿花

コットン4を中心としたアフリカの綿花生産諸国の状況を見ておこう。

第10図は西アフリカと中部アフリカの主要綿花生産地（濃い影の地域）を示すが、これは、薄い影の年間降雨量800~1,400mm地帯の内部に入っており、セネガルから中央アフリカ共和国までの、乾燥地帯と熱帯地帯の間にほぼ位置する。フラン圏綿花生産国とも呼ばれるが、それはこれら諸国が大部分旧フランス植民地（西アフリカと中部アフリカ WCA のフランス語圏諸国）であり、CFA（Communauté financière africaine 西アフリカ金融共同体および Coopération financière en Afrique Centrale 中部アフリカ金融協力体）フランを共通の通貨として用いているからである²⁹⁾。コットン4以外の主要なフラン圏綿花生産国は、コート・ジボアール、カメルーン、トーゴである。天水で栽培されるので、生産高は降雨量に大きく影響される。フラン圏綿花生産国の綿花以外の生産作物は、トウモロコシ、ソルガム、ミレット、野菜、ササゲ（cowpeas）、米である。

綿花はアフリカで輸出と農村雇用の大きな割合を占める。生産者は2,000万人におよび、多くの家庭が唯一の現金所得源として綿花に依存している（Youssef 2007）。コットン4では、綿花は最大の雇用主である。サブ・サハラ・アフリカ最大の生産国ブルキナ・ファソでは、90年代後半に、綿花は輸出の40%（1.05億ドル）を占め、200万人の雇用を生み出している。農村では主要な

29) CFA フラン圏諸国は UEMOA（西アフリカ経済通貨同盟）形成の8ヶ国（ベナン、ブルキナ・ファソ、コート・ジボアール、ギニア・ビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ）と CEMAC（中部アフリカ経済通貨共同体）形成の6ヶ国（カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、赤道ギニア、ガボン）とからなる。旧ポルトガル領のギニア・ビサウと旧スペイン領の赤道ギニアを除く残りの12ヶ国はすべて旧フランス領である。西アフリカ CFA フランはセネガルのダカールにある西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）が発行し、中部アフリカ CFA フランはカメルーンのエウアンデにある中部アフリカ諸国銀行（BEAC）が発行するが、ともにフランス財務省によって価値保証がなされ、ユーロと共通の固定レート（1ユーロ=655.957 CFA フラン）で結ばれている。相互の間では交換性はない。

第4表 コットン4と世界の綿花生産量

2007/8年 単位：百万トン

ブルキナファソ	マリ	ベナン	チャド	C4計	
0.147	0.098	0.109	0.028	0.382	
0.57%	0.37%	0.42%	0.11%	1.47%	
中国	インド	アメリカ	パキスタン	ブラジル	世界計
7.795	5.4	4.182	1.938	1.557	25.976
30.00%	20.79%	16.10%	7.46%	5.99%	100.00%

2001/2年 単位：千バール

ブルキナファソ	マリ	ベナン	チャド	C4計	
725	1,100	800	325	2,950	
0.74%	1.12%	0.81%	0.33%	3.00%	
中国	インド	アメリカ	パキスタン	ブラジル	世界計
24,400	12,300	20,303	8,300	3,518	98,352
24.81%	12.51%	20.64%	8.44%	3.58%	100.00%

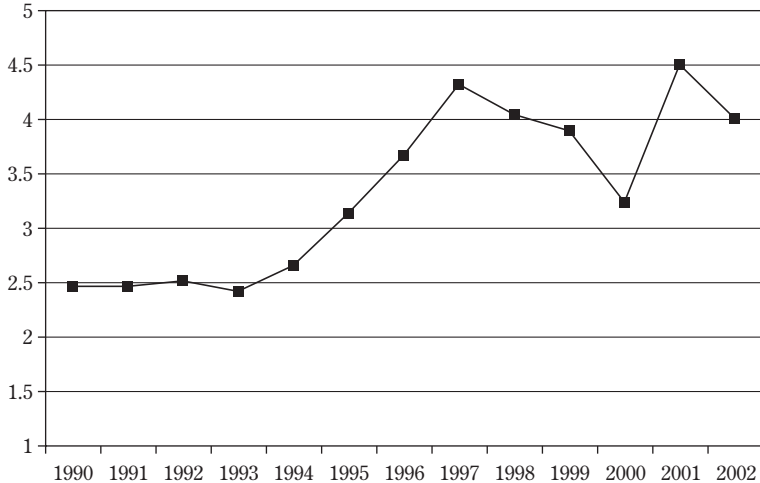
出所：USDA Cotton：World Markets and Trade

あるいは唯一の現金所得源である。ベナンでは、綿花は主要な現金作物であり、最大の輸出収入源（90年代後半で、輸出の約3分の1、1.64億ドル）である。間接的に農村雇用の45%を占める。マリでは、直接雇用は300万人だが、間接的に1300万人が綿花に依存している。チャドでは、綿花は決定的に重要である。総人口の約4割（200万人）が綿花生産に従事し、総輸出の3分の2を占め、大半がEU（フランス、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、スペイン）に輸出される（UNCTAD Infocomm）³⁰。

2005/6年に、アフリカの綿花生産は170万トンで世界生産の7%、世界輸出の17%を占め、20億ドルの輸出収入をもたらした（第4表参照）。CFA フラン圏諸国のシェアは世界生産の4%（コットン4のシェアは3%弱）、世界輸出の11%（だいたい10~15%）を占めた。総輸出に占めるシェアは24~60%（2000~02年の平均で、ベナン46.8%、ブルキナ・ファソ37.2%、チャド32.9

30) ついでに、スーダンでは、30万戸以上が綿花に依存し、ザンビアでは25万戸（140万人＝人口の13%）が綿花に依存している。モザンビークでは、150万人が綿花から直接に現金収入を得ている。

第11図 西アフリカフラン圏の綿花生産（単位百万ペール）



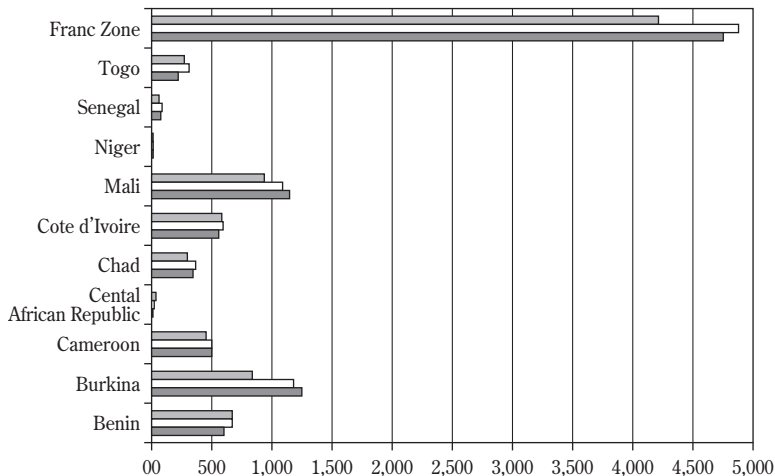
出所：Official USDA Estimates USDA/FAS/PECAD

％，マリ22.4％）（正木2005その他）で，GDPに占めるシェアは3～8％になる。東アフリカと南アフリカのシェアは，世界生産の2％，輸出の4％になる。紡績になると，アフリカのシェアはかなり落ち，世界生産の2％，55万トン（付加価値で20億ドル）となる。

しかし，このような状況も比較的近年のことである。とりわけ，90年代後半以降，コットン4とその他のCFAフラン圏での綿花生産は急速に伸びた（第11，12図参照）。ただし2000/01年と2007/8年は降雨量の減少などで，生産は減退したが。

端的に言って，急成長を遂げたCFAフラン圏の綿花生産と輸出は，世界にとってはわずかな地位しか占めない（つまり世界経済に占めるこれら諸国の周縁性を如実に示す）が，当該国にとってはきわめて重要な位置を占める。対照的に，莫大な補助金によって保護され，世界最大の輸出国であるアメリカの綿花産業がアメリカ経済に占める地位は，2002年の数値で，総輸出に占める割合はわずかに1.4％，関連産業も含めてGDPの3.8％にすぎない（正木2005）（第13図参照）。

第12図 近年のフラン圏の綿花生産（単位千ペール）

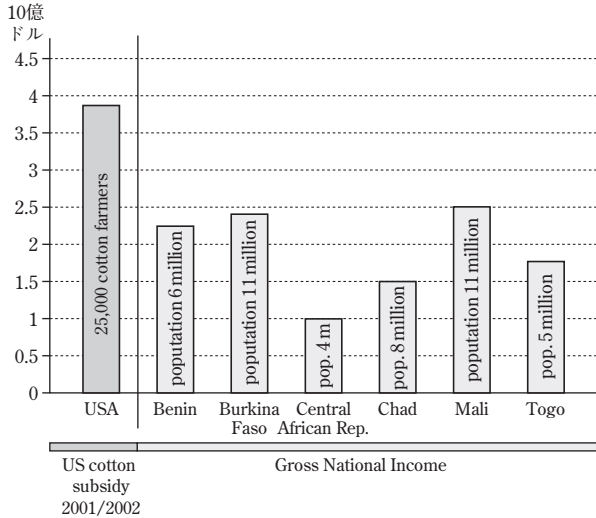


	Benin	Burkina	Cameroon	Central African Republic	Chad	Cote d'Ivoire	Mali	Niger	Senegal	Togo	Franc Zone
■ 5年平均	675	829	461	37	310	595	941	5	74	294	4,221
□ 2004/05	670	1,180	500	30	375	600	1,100	5	100	325	4,885
■ 2005/06	600	1,250	500	15	350	570	1,150	5	90	230	4,760

出所：USDA

しかも CFA フラン圏諸国の綿花産業は、サブ・サハラ・アフリカにおける数少ない経済的成功例の一つであった。過去20年間に生産は倍増したからである。これら諸国での綿花部門は、比較的最近まで、単一の国有公社（国有企業）に特徴づけられていた。国有公社が投入財その他のサービスの農民への提供を管理し、収穫を全額買い上げていたのである。その後、いくつかの国では、以前は自前で行っていたいくつかのサービス（例えばトーゴの場合、収穫）を民間企業に契約でやらせるようになった。政府独占を維持した場合でも、国有公社は投入財の多くを提供したものの、生産者間の競争による購入も行われるようになっていった。そして、最終的には、IMF 構造調整の下、90年代以降には民営化³¹⁾と自由化が進行した。改革によって、投入財の調達、生産者組合と民間業者に任せられた (International Cotton Advisory Committee)³²⁾。たと

第13図 アメリカの綿花補助金と WCA 諸国の GNI (総国民所所)



出所：iDEAS (2005)

(説明) アメリカの2.5万人と EUの10万人の綿花農民は転作可能だが、彼らの利害の方が、生存を綿花に依存しているアフリカの1,500万人の貧しい農民の運命よりも世界にとって重要であるなんてことはありえない。

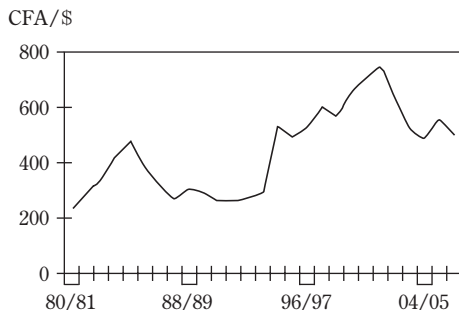
えば、ブルキナ・ファソの生産者組合 (UNPCB) は40万農家を組織し、2004年に民営化された国有公社 SOFITEX の少数株主となり、その代表フランソワ・トリオレはアフリカ綿花生産者のカリスマ的指導者として知られている。

しかし、CFA フラン圏での綿花産業の自由化と綿花生産の増加と歩調を合わせるように、先の第7図に示したように、綿花の世界価格は低下しはじめ、ことに2001年の下落は衝撃的であった。2002年の WTO におけるブラジルによ

31) 民営化されたもとの国有公社 (国有企業) の過半数を支配する筆頭株主はフランスの国有企業ダグリス (旧 CFDT) である (正木2006)。もっともダグリス自身が2006年に民営化された。したがって、コットン4の綿花イニシヤティブの背後にいる人物としてダグリスの代表を務めていたフランス人ドヴ・ゼラの名前がとり沙汰されている。

32) 旧英領やモザンビーク (旧ポルトガル領) では、90年代に、綿花部門が崩壊した後、綿花産業は民営化 (自由化) された。政府は、綿繰り機を民間に売るか (ザンビア、ウガンダの場合)、民間業者に新規操業の利権を与えた (モザンビークの場合)。

第14図 CFA フランの対ドル為替レート



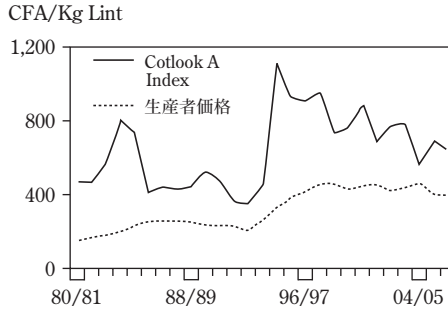
出所：ICAC 統計。

るアメリカへの協議の申し入れと翌年のパネルの設置および2003年のコットン4の綿花イニシャティヴの提案は、直接的には、この価格下落をきっかけとしたものであった。IMFの指示に従って、経済構造を改革し、グローバルエコノミーに統合して、生産を増加して、輸出収入を増やそうにも、輸出価格が低下しては、貧困削減や経済成長を達成することはできないからである。

CFA フランの為替レートは、先述したように、1ユーロ=655.957に固定されているが、ユーロとドルとは変動レートの関係にあるので、CFA フランの対ドルレートは変動する（第14図参照）。綿花国際価格はドル建てであるので、第15図に、CFA フランに換算された Cotlook A Index の価格と国内生産者に支払われる価格とを示した。この図の CFA フランに換算された Cotlook A Index の価格動向は、おおむね第7図の国際価格 Cotlook A Index（ドル建て）の動向と対応しているが、顕著な食い違いが近年見られる点は注目される。すなわち、2002/03年以降、国際ドル価格は回復傾向にあるが、CFA フラン建ての国際価格はドル安=ユーロ高を反映して、依然として下落基調にあるからである。つまり、近年の国際ドル価格の上昇=綿花価格の部分的回復の恩恵は、ドル安=ユーロ高=CFA フラン高を反映して、実際には WCA 諸国には及んでいないのである。

その点はさておいて、生産者価格の動きを見てみると、それは国際価格の動きと必ずしも対応していない。なぜなら、国内的には、CFA ゾーンでは、国

第15図 CFA フラン建て綿花価格



出所：ICAC 統計。

際価格低下の生産者農民への影響は国有公社と単一の国家買付価格制度によって緩和されて来たからである。国内生産者に支払われる価格は、キロ（リント）当たり150CFA フランから90年代後半には450CFA フランへと引き上げられた（したがって生産が急増し始めた）が、その後国際価格の低下によって価格は抑制され、06/07年には平均390CFA フランとなっている（第15図参照）。生産者価格（買付価格）の変動は Cotlook A Index の変動より少ないが、しかし、低下する国際価格（輸出価格）と（国有公社，民間綿繰り会社，商人によって）生産者に支払われる価格（買付価格）との間の値鞘の縮小³³⁾は綿花部門の収益を引き下げている。国際価格の低下によって，買付価格は引き上げられないのである。例えばマリでは，2005年以降，政府と国有公社（CMDT）と生産者の間で，今後の生産者価格の設定にあたっては栽培コストでなく，国際価格を基準とするという合意がなされている。その結果，2005/6年のコットン4の輸出FOB価格は656CFA フラン，つまり約1ユーロ（kg 当り）であり，ポンドに換算すると0.454ユーロ（lb 当り）になる。1ユーロ=1.2ドルで換算すれば，54.48US cents/lb となり，2003年の綿花国際価格にほぼ等しい水準となる。す

33) 過去数年間買付価格の方が輸出価格を上回ったとまで IMF サーベイ (C.A. Yartey, Tacklig Burkina Faso's Cotton Crisis, Feb.28, 2008)

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/survey/so/2008/CAR022508B.htm> は述べているが，しかし，それは彼の単純なミスのように筆者には思える。なぜなら，彼の計算単位は一方が kg で，他方がポンドであるから。

なわち、コットン4の綿花は、FOB 価格の時点で現在の国際市場価格とほぼ同水準となる（正木2005）。ブルキナ・ファソも同様に、2007/08年以降、生産者価格の設定にあたっては国際価格を基準とするという改革がなされている。ただし、ブルキナ・ファソの場合は5年平均価格を取り、しかも緩衝基金を創設して、直接的な国際価格の変動のショックを和らげようとしている。

こうして、先進国の綿花生産者への国内保護による国際価格の低落によって、アフリカの綿花産業は深刻な危機に直面することになった。輸出収入は減退し、アフリカのとりわけ小規模生産者の多い綿花生産国は、市場を失い、収入の低下と貧困の増加に苦しんでいる。WTO 交渉において綿花問題が脚光を浴びるゆえんである。

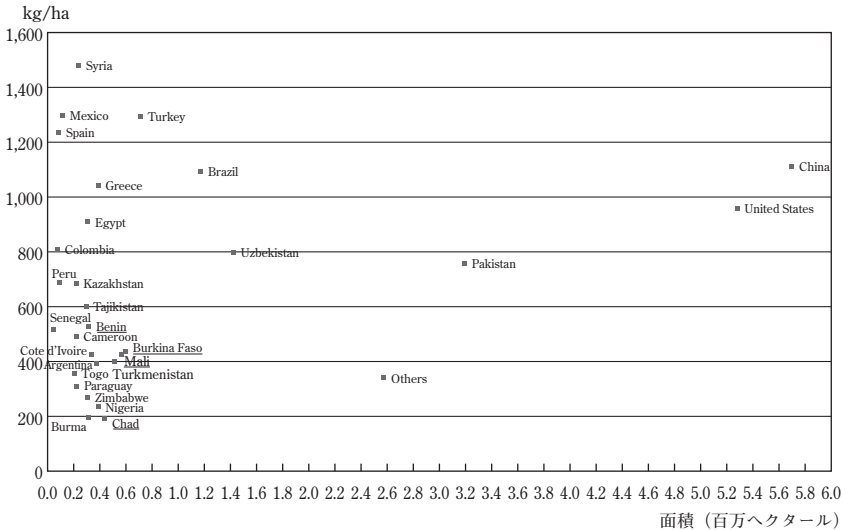
同時に、このようなグローバリゼーションと競争激化の中で、コットン4自身のいくつかの制度的構造的弱さが指摘されている。生産性の上昇の見通しは、古い生産加工技術と、貯蔵方法や貧弱なインフラ（特に輸送コスト）や高い輸入投入財と農薬などにかかわる問題によって、依然として足を引っ張られているからである。栽培面積と単位面積当りの生産量を示した第16図³⁴⁾によれば、コットン4は生産性も栽培面積も小さいことが分かる。綿花部門の生産性を高めるには、サプライチェーンリンケージ（後方、前方連関効果）、市場インフラ、生産者と加工業者の技術能力などを発展させることが必要となる。コットンチェーン（生産から貿易、インフラ開発までの）への効果的な投資なしにはこれは不可能である（Youssef 2007）。しかし、そのためにも、国際価格の改善は必要不可欠である。収益が向上すれば、投資が行われやすくなるからである。

VI 綿花問題浮上の意味

Kwa (2006) によれば、ドーハ・ラウンド交渉が続けば、アフリカは損をするという。つまり、アフリカ諸国は、WTO の農業協定交渉の枠組みでは、綿花価格の過去の暴落（1980-2000年、45%）を逆転させるに十分な輸出収入

34) 栽培面積が8.92百ヘクタールのインド（ha 当り生産量は500kg 強）とヘクタール当りの生産量が2,000kg を超えるオーストラリア（栽培面積は15万 ha）を除いている。

第16図 各国の綿花栽培面積と単位面積当り生産量（2004/05年）



出所：USDA, <http://www.fas.usda.gov/cotton/circular/Current.htm>

の増加は得られないのである。すべての補助金と関税障壁をなくしても（実際にはそれらの全廃は交渉範囲には全くなっていない）、2014年までに、綿花価格の上昇は13%以下に留まるといふ。先にも、多くの推計で、現実的な想定をおけば、WTOの農業協定交渉の枠組みでは価格上昇は数セントにとどまるといふ結果がでていたことは既に見た。これらの推計は、もちろんそこでも述べておいたように、投機などの心理的要因に及ぼす影響は除いている。

ところで、WTO交渉での補助金削減措置はどうしてそんな成果しかないのか？

その答えは、ドーハ・ラウンド交渉は、「市場アクセス、輸出支持、国内支持」といったWTO農業協定交渉の核心的アプローチの外部にある最も重要な三つの関連した問題は、そもそも取り扱わないからである（Suppan 2006）。現行農業協定交渉の外部にある三つの重要問題とは、

- 1 石油に関する補助金問題の除外。先に述べたように、綿花などの天然繊維は合成（石油派生）繊維に市場シェアを奪われている。世界繊維消費

に占める綿花のウェートは1960年の68.3%から2002年の39.7%に低下した。その間、化学的派生繊維（大半は石油派生繊維）のウェートは21.8%から57.7%に上昇した。エネルギーのサービス貿易の形で間接的に WTO ルールが関わる以外は、石油は WTO ルールの枠外である。綿花よりも合成繊維に競争優位を与えている石油に関する補助金は、WTO 交渉の枠外におかれて、規制されないままである³⁵⁾。アメリカの軍部その他が WTO 交渉に軍事産業や国防にとって最も根幹的なエネルギーである石油の生産に対する助成を廃止させることを許すなど、ほとんど考えられない。たとえ WTO 交渉が今後も続くとしても、「補助金に基づく天然繊維・合成繊維の WTO イニシャティブ」などきわめてありそうもない。

- 2) 綿花の生産・供給の管理のメカニズムの構築の除外。石油価格の上昇で綿花が競争力を回復するとしても、綿花の国際的な生産・供給管理メカニズムの欠如は、綿花の構造的な供給過剰としたがって低価格をもたらし続ける。そして低価格は、環境的に持続不可能な方法（遺伝子組み換え作物）を利用して、収入増加のための綿花栽培の増加をはかろうとするインセンティブを生産者に与える。しかも、最近の経験は、それがうまく行っていないことを示している。過去20年、西アフリカと中央アフリカの諸国（WCA）は綿花生産を4倍に増やしたが、輸出収入は横ばいかまたは減少した。こうした中で、WCA 綿花生産国の生産増加のためのアメリカの700万ドルの援助（特に GMO 綿花の採用）の提案（2005年11月の West Africa Cotton Improvement Program）が冷淡に受け止められたのは、不思議ではない。WTO 農業協定枠組みは、供給管理の問題を排除しているが故に、「構造的供給過剰、価格下落、環境的に持続不可能な綿花輸出の増加」の悪循環に対処し得ないのである。さらに言えば、技術関連措置（高収穫品種、コスト削減、産業多角化、品質向上、遺伝子組み換え技術など）や市場関連措置（有機産物、フェア・トレード、ニッチ・マーケティング、

35) Earth Track のコプロウ（Koplow）によれば、アメリカの石油補助金は年間平均390億ドルにのぼるといふ。Stephen Leathy, US: Great Place for the Oil Business (<http://www.ipsnews.net/print.asp?idnews=44074>).

ヘッジングやデリバティブなどのリスク管理手法など)の多くは失敗が不十分であった。「過剰供給という根本問題に取り組まない限り、熱帯一次産品価格は低下し続けるだろうことが今や明白になった。」(Robbins 2003: 22-23)そして、供給管理・生産管理の国際的なメカニズムには、効果的な国際商品協定が不可欠である。過去の商品協定の失敗の理由が改めて研究されねばならない。それは、市場原理主義者の主張とは異なる様相を浮かび上がらせるだろう (Murphy 2004)。

- 3 輸出ダンピングの問題の除外。WTO 農業協定は、先進国の綿花補助から利益を得ている企業に有利な農産物輸出ダンピングを規制し得ない。たとえ政府が補助金のカテゴリの仕方を変更してそれを WTO に報告しなければならぬとしても、補助金そのものは現行水準で維持されるばかりか、ダンピングの他の側面(商品市場における寡占的支配力の無規制など)は議論のテーマにすら上っていない。アレンバーク・コットン、カーギル・コットン、デュナバント・エンタープライジズの3社が世界綿花貿易の85~90%を支配しているのに、輸出ダンピングや独占の規制の問題は全く論じられていないのである。

結局のところ、綿花イニシアティブのカンクンでの浮上の意味は、「一次産品問題の南北問題における再登場」であり、「先進国の補助金で保護されつつ、しかし世界市場に自由放任された」一次産品は市場システムにおいては価格崩壊をもたらすことを示すものである。この価格崩壊は、経済学者の観念的な市場メカニズムの機能不全(農産物は需給調整にタイムラグを伴うから、市場での価格メカニズムがうまく働かない)を表すものではなく、逆に現実における市場メカニズムの機能の自由で完全な発揮(供給が過剰であるから価格が下がる)であって、それが生産者の破壊(困窮)をもたらしているのである。すなわち、「保護された市場での自由放任」がアフリカ(発展途上国)の生産者に塗炭の苦しみをもたらしているのである(価格が下がっても、需要は増えないし、供給は減らない)。その限りで、それは、〈根底的な意味〉での市場の失敗を表していると言えよう。

「指令経済メカニズムに比べると、一見して、はるかにすばらしく見える価

格メカニズムも、農業一次産品の生産と貿易の世界に適用されると、その輝きも色あせる」(Murphy 2004) ののである。「市場は一次産品価格の不安定と長期下落に対して必要な解決策を提供しなかったし、提供しそうにもないという事実を明白に認識する必要がある。」(UNCTAD 2004: 55)。今や、規制を適正にするときである。UNCTAD においてすら過去20年間脇に追いやられてきた一次産品問題は、もともと1940年代後半から60年代のラウル・プレビッシュの問題提起に源を発しているが³⁶⁾、今日もう一度、規模を大きくして、しかもより複雑に諸次元が錯綜した形で、21世紀に復活してきた。

市場原理主義者は、いったい、いつになれば、市場信仰のドグマから目覚めるのであろうか。

Ⅶ むすびに

先進国の農業補助金、ことにアメリカの綿花補助金問題は、Ⅱ節で見たように、WTO ドーハ・ラウンド交渉の2008年7月の最終挫折の真の原因であった。本稿で論じた綿花問題が示していることは次のようなことである。

WTO 農業協定交渉は、先進国の利害を重んじて発展途上国の利害を軽んじていること、多くの発展途上国を害して、少数の途上国のみを利していること、発展途上国の経済発展ではなく、多国籍企業の貿易利益をそれより上位においていること、市場メカニズムを絶対視することによって、生産者の生計よりも投機者の儲けを保護していること、環境的に持続不可能な生産方法（遺伝子組み換え品種）の普及を促進していること等々を示した。

綿花問題とより広く一次産品問題に関して言えば、本稿から示唆される結論は次の通りである。

- (1) 「安定的で、公正で、妥当な」綿花（一次産品）価格（ガット協定第36条の文言）が保証されるべきこと。安定的とは価格変動のないこと（あるいは少ないこと）、公正とはすべての当事者が平等に対価を得られること、

36) 実際に、一次産品問題は、「生産と消費の持続的な不均衡への傾向、厄介な在庫の蓄積、著しい価格変動」のような特別の困難を有するものとして、「政府間取り決めのような特別の取り扱いを必要とすることを加盟国は承認する」として、早くも1947年の（ITO 設立のための）ハバナ憲章（第55条）に明記されていた。

妥当なとは採算の取れる正当な価格であることを指す。

- (2) そのためには、輸出ダンピングは直接規制されるべきである。
- (3) ダンピングを防止するためにも、先進国の国内補助金政策は根本的に再検討されるべきである。あるいは農業政策そのものが再構築されるべきである。
- (4) 構造的な生産・供給過剰を防ぐために、綿花（一次産品）の国際的・国内的な供給・生産管理のメカニズムを構築すべきである。
- (5) そのためには、各国の国内的政策とそれを補完する国際的な介入と、とりわけ国際商品協定の再構築が必要である。
- (6) しかしながら、現行 WTO 農業協定（関税を引き下げさせ、供給管理に必要なコストを補助金と見なして削減させようとする）ことでもって、供給管理を排除している）も、現在のドーハ・ラウンド交渉の枠組みも、以上の必要に全く応えられない。
- (7) 全く新たな農業協定とその交渉枠組み（真に民主主義的な）が必要である。
- (8) 具体的には、一次産品価格安定と輸出所得補償のための包括的な一次産品国際商品協定（これまでのような一次産品別の個別のアプローチではなく）のための包括的な交渉が必要である。そのための萌芽的な試みは既にいくつかある（2003年10月の国連賢人報告書 UN2003や2004年6月サンパウロでの第11回 UNCTAD 総会で設置が決定された UNCTAD の一次産品作業部会など）。これらに真剣に先進国は耳を傾けるべきである（Khor 2005）。
- (9) そのためには、UNCTAD を再強化する必要がある。それは一次産品問題を扱うには最も適した機関である。

しかしながら、言うまでもなく、以上はすべて、今日の主流派経済学の市場原理主義的な政策原理と相容れない。しかし、市場原理主義の負の側面が余りにも明白なものになりつつある2007年以降、市場メカニズムへの規制の動きがアメリカにおいてすら、現れつつある。

2008年5～6月、アメリカの全米商品先物取引委員会（CFTC）は、原油や

綿花などの商品先物市場での投機の規制のために、実態解明への調査に乗り出した (<http://www.gci-klug.jp/masutani/2008/06/05/002964.php>)。CFTC は、この間の価格高騰が投機によるものであることを一貫して否定してきた張本人であったが、ついに政策転換を余儀なくされたようである。ただし、当面は、コモディティ・インデックス・ファンド（商品指数連動型ファンド）や商品スワップ取引（変動する商品の将来の価格を固定価格に置き換える取引）に関する建玉の詳細情報の開示義務付けなど、当局が市場を注意深く監視しているという意味表示にとどまる公算が高く、ドラスティックな措置がとられることにはならないようだ。議会も、投機への規制を強化する動きを示している。

そして2008年8月には、アメリカはついに、財務内容が悪化している政府系住宅金融会社のファニーメイ（米連邦住宅抵当金庫）とフレディマック（米連邦住宅貸付抵当公社）を救済するため、当面、政府の管理下に置くとともに、直ちに20億ドル（約2,200億円）の公的資金を注入する（総額では2,000億ドル＝22兆円）、と発表した (<http://www.gci-klug.jp/masutani/2008/09/08/003585.php>)。2008年9月15日には、経営悪化が伝えられた米証券4位の名門リーマン・ブラザーズがついに倒産し、同じく3位のメリルリンチ証券はバンク・オブ・アメリカに救済のため買収された。アメリカ財務省は、ベアスターンズ（証券5位）の救済劇（2008年3月、JP モルガン銀行による救済買収と300億ドルの公的資金投入）のときと異なっており、今回は、モラルハザードを理由に、公的資金の注入を拒否して、倒産させたが、それは金融危機を激化させるだけである。実際に、さらに財務省は住宅ローン担保債権50億ドルの購入を表明し、9月17日にはFRB（米連邦準備制度理事会）とニューヨーク連銀は、経営危機が伝えられる米保険最大手アメリカン・インターナショナル・グループ（AIG）に最大850億ドルを融資することを決め、米政府がAIG株の80%を取得して、公的管理下においた。AIGには、公的資金の注入を拒否して、倒産させるわけにはいかなかったのだ。なぜなら、AIGが破綻すれば、60兆ドル（約6,300兆円）！規模に膨らんだCDS市場が大混乱に陥る恐れがあったため、彼ら自身の信仰原則に反する公的介入を行なって、国有化せざるを得なかったのだ。同時に米欧日の中央銀行は、米金融危機のこれ以上の激化と世界への

波及の防止のために、2000億ドル以上の金融機関への協調融資に踏み切った。19日には、米英金融当局は、金融株の空売り規制措置をとり、アメリカはさらに、金融機関の抱えている不良資産を公的資金で買い取る整理信託公社（RTC）型の新組織の設立を含む最大7千億ドル規模の金融市場安定化対策を発表した。この巨額の救済劇は、他面で、その内容がきわめて不透明であるため、金融機関のモラルハザードを引き起こす恐れが強い。

これらの措置や今後予想される追加的措置でもって、当面は、金融危機を緩和できるにせよ、しかし、それはよりいっそう大きな危機を招き寄せる恐れが強い。すなわち金融危機救済の全面に立つアメリカ政府自身の資金源への疑惑が生じるからである。つまりアメリカの巨額の財政赤字を支える米国債（今日までリスクゼロだと見なされてきた）への信頼の崩壊としたがってドルの暴落の恐れである。

いずれにせよ、2007年以來のサブプライム・ローン危機に発する今日の巨大な金融危機が「市場原理主義の終わりの始まり」を画していることは確かである。この道をもっと推進し、市場への公的・社会的規制を復権させることによって、アフリカと世界の小生産者の生計を擁護し、環境を保全し、地域の経済を発展させるオルターナティブな方策を探求することが今求められているのである。

参 考 文 献

- 吾郷（2008）：吾郷・佐野・柴田編『現代経済学』岩波書店 第7章。
服部（2006）：服部信司 WTO 綿花裁定へのアメリカの対応と次期農業法 www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/17/amerika.o3.pdf
久野（2002）：久野秀二 アグリビジネスと遺伝子組み換え作物 日本経済評論社。
正木（2005）：正木響 綿花イニシャティブと西・中部アフリカ4カ国の綿花生産，www.maff.go.jp/kaigai/shokuryo/18/afrika.05.pdf
山下（2005）：山下一仁 WTO 農業協定の問題点と交渉の現状・展望 RIETI Discussion Paper Series 05-J-020
OECD（2003）：OECD, Multifunctionality: the Policy Implications 荘林幹太郎訳（2004）『OECD レポート 農業の多面的機能政策形成に向けて』家の光協会
Anderson and Valenzuela（2006）：K. Anderson and E. Valenzuela, The WTO's Doha Cotton Initiative, WB Policy Research Working Paper 3918.
Baffes（2006）：J.Baffes, Cotton and the Developing Countries: Implications for Development,

- in R.Farmer, ed., Trade, Doha and Development, World Bank.
- Badiane et al. (2002) : Badiane, O., D. Ghura, L.Goreux and P. Masson, Cotton Sector Strategies in West and Central Africa, IMF Working Paper.
- Bello (2008) : W.Bello, The Destruction of African Agriculture, Pambazuka News, Aug.5, 2008.
- Bello and Malig (2008) : W.Bello and M.L. Malig, Will Doha, like Dracula, Come Back from the Dead? Focus on the Global South, Aug. 2008. <http://focusweb.org/will-doha-like-dracula-come-back-from-the-dead.html?Itemid=1>
- Chaudhry (2008) : M.R. Chaudhry, World Cotton Outlook and Production Cost, ICAC.
- Gallagher and Wise (2008) : K. P. Gallagher and T. A. Wise, Back to the Drawing Board, RIS Policy Brief No,36, April 2008.
- Hanrahan et al (2004) : C.E.Hanrahan et al., The African Cotton Initiative and WTO : Agriculture Negotiations, CRS Report for Congress, Jan. 16, 2004.
- ICAC (2002) : International Cotton Advisory Committee, Production and Trade Policies affecting the Cotton Industry, July 2002.
- iDEAS (2005) : iDEAS, Cultivating a Cotton Crisis, http://www.ideascentre.ch/documents/0512_cottoncrisis.pdf.
- James (2008) : D. James, Impasse : Are We Nearing the End of the Corporate Globalization Era? http://www.alternet.org/story/95799/impasse%3A_are_we_nearing_the_end_of_the_corporate_globalization_era/
- Khor (2005) : M.Khor, The Commodities Crisis and the Global Trade in Agriculture : Problems and Proposals, Third World Network.
- Kwa (2006) : A. Kwa, Recent Assessments : Africa to Lose Out from WTO Negotiations, Even in Agriculture, Focus on the Global South, June 7, 2006.
- Murphy (2004) : S. Murphy, UNCTAD XI : Challenging the Commodity Crisis, IATP, June 2004.
- Murphy (2005) : S. Murphy, WTO Agreement on Agriculture : A Decade of Dumping, IATP, Feb. 2005.
- Murphy and Suppan (2008) : S. Murphy and S. Suppan, The 2008 Farm Bill and the Doha Agenda, June 25, 2008, IATP.
- Plastina (2008) : A.S.Plastina, Structural Changes in the World Cotton Market Linked to the End of MFA Quotas, Jan. 31, 2008. http://www.ica.org/cotton_info/speeches/english.html.
- Robbins (2003) : P. Robbins, Stolen Fruit : The Tropical Commodities Disaster, Zed Books, London.
- Suppan (2006) : S. Suppan, The WTO's Cotton Crisis and the Crisis in Commodities, IATP, August 2006.
- Townsend (2007) : T. Townsend, Trends in World Cotton Prices, ICAC, June 2007.
- UN (2003) : United Nations, Report of the meeting of eminent persons on commodity issues. Document A/58/401, Oct. 2, 2003.
- UNCTAD (2004) : UNCTAD, Economic Development in Africa : Trade Performance and Commodity Dependence, Geneva.
- WTO (2003) : WTO, Poverty Reduction : Sectoral Initiative in Favour of Cotton, Joint Proposal by Benin, Burkina Faso, Chad and Mali. Document TN/AG/GEN/4, May 16, 2003.
- Youssef (2007) : F. Youssef, Enhancing the cotton value chain in Africa through trade and investment, with a special emphasis on regional and south-south cooperation, UNCTAD, Aid Memoire.